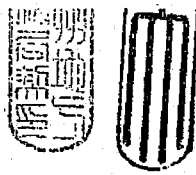


「小石原川ダム建設事業の利水対策案等に対する意見聴取について（照会）」に対する利水参画者等の回答について

平成 24 年 10 月

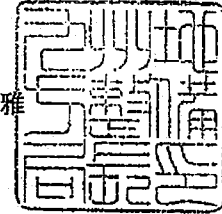
国土交通省九州地方整備局
独立行政法人 水資源機構



国九整河計第67号
23夕事第104号
平成23年12月16日

福岡県南広域水道企業団
企業長 村上 克己 様

国土交通省 九州地方整備局長
中嶋 章雅



独立行政法人 水資源機構理事長
甲村 謙友



小石原川ダム建設事業の利水対策案について（意見聴取）

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業に関してご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、平成21年度に国土交通大臣から国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めることが示され、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（平成22年9月28日付け国河計調第7号）に基づいて検証に係る検討を実施しております。

このたび、国土交通省九州地方整備局及び独立法人水資源機構において、複数の利水対策案について検討を行ったことから、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目第4再評価の視点1（2）④i）新規利水の観点からの検討の進め方からの検討により、今回抽出した利水対策案に関する貴職の意見を求めます。

つきましては、平成24年 1月31日（火）までに、回答いただきたくお願い申し上げます。なお、これまでの検証の状況については、九州地方整備局及び水資源機構のホームページにて公開しております。

九州地方整備局ホームページ

<http://www.qsr.mlit.go.jp/n-kawa/kensyo/06-koiswaragawa/kensyo-koiswaragawa.html>

水資源機構ホームページ

<http://www.water.go.jp/honsya/honsya/verification/koishi.html#A01>

お問い合わせ先

国土交通省九州地方整備局 河川部
河川計画課長 藤本 雄介
建設専門官 石橋 浩
代表：092-471-6331

（独）水資源機構 筑後川局

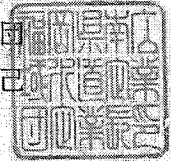
企画調整課長 西川 修
審議役 荒木 和幸
代表：0942-34-7001



23 福南水企第 37 号
平成 24 年 1 月 30 日

国土交通省九州地方整備局長 殿

福岡県南広域水道企業団
企業長 村上 克己



小石原川ダム建設事業の利水対策案について(回答)

平成 23 年 12 月 26 日付、国九整河計第 67 号で依頼のありました標記の件について、下記のとおり回答します。

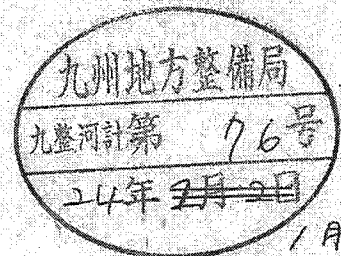
記

1 利水参画予定者としての意見

利水対策案については、コストと工期を重視した検討をお願いします。なお、ダム建設予定地域の皆様的心情を察しますと、検証作業に伴う事業の停滞は望ましくなく、早急に結論を出していただきたいと考えます。

2 利水対策案に関係する主な河川使用者としての意見

既存施設を活用する利水対策案については、当企業団の水利使用に支障がないことを前提に検討をお願いします。



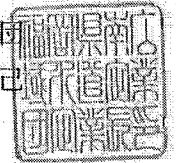
1A310



23 福南水企第 37 号
平成 24 年 1 月 30 日

独立行政法人水資源機構理事長 殿

福岡県南広域水道企業団
企業長 村上 克己



小石原川ダム建設事業の利水対策案について(回答)

平成 23 年 12 月 16 日付、23 夕事第 104 号で依頼のありました標記の件について、下記のとおり回答します。

記

1 利水参画予定者としての意見

利水対策案については、コストと工期を重視した検討をお願いします。なお、ダム建設予定地域の皆様の心情を察しますと、検証作業に伴う事業の停滞は望ましくなく、早急に結論を出していただきたいと考えます。

2 利水対策案に関係する主な河川使用者としての意見

既存施設を活用する利水対策案については、当企業団の水利使用に支障がないことを前提に検討をお願いします。

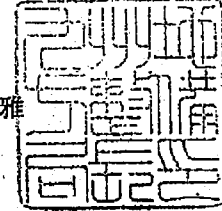




国九整河計第67号
23夕事第104号
平成23年12月16日

うきは市長
怡土 康男 様

国土交通省 九州地方整備局長
中嶋 章雅



独立行政法人 水資源機構理事長
甲村 謙次



小石原川ダム建設事業の利水対策案について（意見聴取）

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業に関してご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、平成21年度に国土交通大臣から国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めることが示され、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（平成22年9月28日付け国河計調第7号）に基づいて検証に係る検討を実施しております。

このたび、国土交通省九州地方整備局及び独立法人水資源機構において、複数の利水対策案について検討を行ったことから、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目第4再評価の視点1（2）④i）新規利水の観点からの検討の進め方からの検討により、今回抽出した利水対策案に関する貴職の意見を求めます。

つきましては、平成24年 1月31日（火）までに、回答いただきたくお願い申し上げます。なお、これまでの検証の状況については、九州地方整備局及び水資源機構のホームページにて公開しております。

九州地方整備局ホームページ

<http://www.qsr.mlit.go.jp/n-kawa/kensyo/06-koiswaragawa/kensyo-koiswaragawa.html>

水資源機構ホームページ

<http://www.water.go.jp/honsya/honsya/verification/koishi.html#A01>

お問い合わせ先

国土交通省九州地方整備局 河川部
河川計画課長 藤本 雄介
建設専門官 石橋 浩
代表 : 092-471-6331
(独) 水資源機構 筑後川局
企画調整課長 西川 修
審議役 荒木 和幸
代表 : 0942-34-7001



23う住管第838号

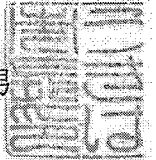
平成24年2月6日

国土交通省 九州地方整備局長 様

独立行政法人 水資源機構 理事長 様

うきは市長 怡土 康男

(住環境建設課)



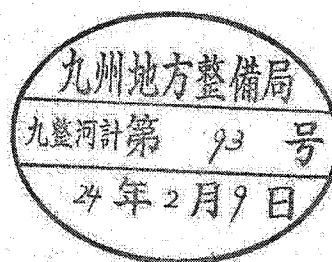
小石原川ダム建設事業の利水対策案について (回答)

平成23年12月16日付、国九整河計第67号、及び23ダ事第104号付で依頼のありました標記の件につきましては、下記のとおり回答します。

記

利水対策案に関する意見

うきは市としましては、小石原川ダム及び6の代替案のいずれにせよ、安定的な水供給のできる水源を確保することを前提とした上で、現在示されております小石原川ダム建設事業負担金額、もしくはそれ以下の負担額となるような案を採択していただきますようお願いし、意見とさせていただきます。





23う住管第838号

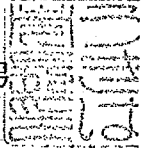
平成24年2月6日

国土交通省 九州地方整備局長 様

独立行政法人 水資源機構 理事長 様

うきは市長 怡土 康男

(住環境建設課)



小石原川ダム建設事業の利水対策案について (回答)

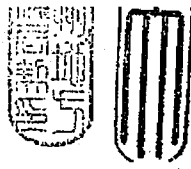
平成23年12月16日付、国九整河計第67号、及び23ダ事第104号付で依頼のありました標記の件につきましては、下記のとおり回答します。

記

利水対策案に関する意見

うきは市としましては、小石原川ダム及び6の代替案のいずれにせよ、安定的な水供給のできる水源を確保することを前提とした上で、現在示されております小石原川ダム建設事業負担金額、もしくはそれ以下の負担額となるような案を採択していただきますようお願いし、意見とさせていただきます。

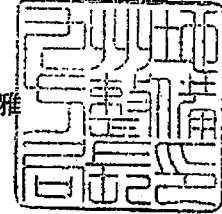




国九整河計第67号
23ダ事第104号
平成23年12月16日

農林水産省 九州農政局
局長 吉村 馨 様

国土交通省 九州地方整備局長
中嶋 章雅



独立行政法人 水資源機構理事長
甲村 謙友



小石原川ダム建設事業の利水対策案について（意見聴取）

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業に関してご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、平成21年度に国土交通大臣から国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めることが示され、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（平成22年9月28日付け国河計調第7号）に基づいて検証に係る検討を実施しております。

このたび、国土交通省九州地方整備局及び独立法人水資源機構において、複数の利水対策案について検討を行ったことから、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目第4再評価の視点1（2）④1）新規利水の観点からの検討の進め方からの検討により、今回抽出した利水対策案に関する貴職の意見を求めます。

つきましては、平成24年 1月31日（火）までに、回答いただきたくお願い申し上げます。なお、これまでの検証の状況については、九州地方整備局及び水資源機構のホームページにて公開しております。

九州地方整備局ホームページ

<http://www.qsr.mlit.go.jp/n-kawa/kensyo/06-koisiwaragawa/kensyo-koisiwaragawa.html>

水資源機構ホームページ

<http://www.water.go.jp/honsya/honsya/verification/koishi.html#A01>

お問い合わせ先

国土交通省九州地方整備局 河川部
河川計画課長 藤本 雄介
建設専門官 石橋 浩
代表：092-471-6331

（独）水資源機構 筑後川局

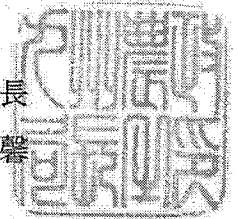
企画調整課長 西川 修
審議役 荒木 和幸
代表：0942-34-7001



23九計第509号
平成24年 1月31日

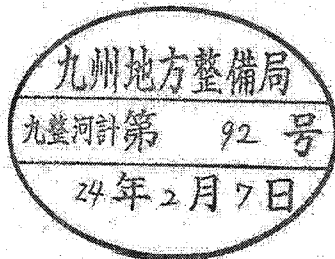
国土交通省 九州地方整備局長
中嶋 章雅 殿
独立行政法人 水資源機構理事長
甲村 謙友 殿

農林水産省 九州農政局長
吉村 馨



小石原川ダム建設事業の利水対策案について（回答）

平成23年12月16日付け国九整河計第67号及び23ダ事第104号をもって意見
聴取のあった標記の件について、別紙のとおり意見を提出します。



【担当】
農村計画部農村振興課
・ 水利計画官 [Redacted]
水利調整係 [Redacted]
TEL : [Redacted]

小石原ダム建設事業の利水対策案に対する意見

対策案	意見
1. 対策案(1)	<p>【河道外貯留施設（貯水池）】</p> <p>貯水池の具体的な設置位置は示されていませんが、筑後川中流域は県内有数の水田地帯であり、大規模施設の新設による優良農地の減少に伴い、地域の農業振興に影響を及ぼすことが懸念されます。</p>
2. 対策案(7)	<p>【ダム開発（江川ダム嵩上げ）】</p> <p>水機構営両筑平野用水事業により農業用水（及び都市用水）確保の目的で築造したダムで両筑平野地域の重要な水源であり、嵩上げ工事に伴い管理棟や取水設備の改築、周辺道路の付替え等工事が長期化する恐れがある為農業用水の取水に影響を及ぼすと思われます。</p> <p>また、新たに用水を確保することは、現行の利水運用にも支障をきたす恐れがあると思われます。</p>
3. 対策案(12)	<p>【他用途ダム容量買上げ（合所ダム利水容量）】</p> <p>合所ダムは、国営土地改良事業により農業用水（及び都市用水）確保の目的で築造したダムで、先行事業の事業計画を逸脱するものであり、耳納山麓地域の重要な水源（かんがい容量）を削減することは営農に影響を及ぼすことが懸念されます。また、地元（受益者）の合意が得られる見込みもありません。</p>
4. 対策案(13)	<p>【他用途ダム容量買上げ（発電容量）＋ダム開発（江川ダム嵩上げ）】</p> <p>ダムの嵩上げについて、対策案（7）のとおり。</p>
5. 対策案(14)	<p>【ダム開発（既存ダムの貯水池の掘削）＋河道外貯留施設（貯水池）】</p> <p>既存ダムの掘削において、江川ダム・寺内ダム・合所ダムはかんがいを目的に含むダムであり、掘削による貯留水の汚濁、工事期間中の農業用水の確保に支障をきたすと思われます。また、対策案（7）と同様に新たに用水を確保することは、現行の利水運用に支障をきたす恐れがあると思われます。</p> <p>河道外貯留施設については、対策案（1）のとおり。</p>
6. 対策案(15)	<p>【他用途ダム容量買上げ（発電容量）＋河道外貯留施設（貯水池）】</p> <p>河道外貯留施設について、対策案（1）のとおり。</p>

小石原ダム建設事業の利水対策案に対する意見

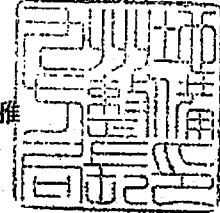
対策案	意見
1. 対策案(1)	<p>【河道外貯留施設（貯水池）】</p> <p>貯水池の具体的な設置位置は示されていませんが、筑後川中流域は県内有数の水田地帯であり、大規模施設の新設による優良農地の減少に伴い、地域の農業振興に影響を及ぼすことが懸念されます。</p>
2. 対策案(7)	<p>【ダム開発（江川ダム嵩上げ）】</p> <p>水機構営両筑平野用水事業により農業用水（及び都市用水）確保の目的で築造したダムで両筑平野地域の重要な水源であり、嵩上げ工事に伴い管理棟や取水設備の改築、周辺道路の付替え等工事が長期化する恐れがある為農業用水の取水に影響を及ぼすと思われます。</p> <p>また、新たに用水を確保することは、現行の利水運用にも支障をきたす恐れがあると思われます。</p>
3. 対策案(12)	<p>【他用途ダム容量買上げ（合所ダム利水容量）】</p> <p>合所ダムは、国営土地改良事業により農業用水（及び都市用水）確保の目的で築造したダムで、先行事業の事業計画を逸脱するものであり、耳納山麓地域の重要な水源（かんがい容量）を削減することは営農に影響を及ぼすことが懸念されます。また、地元（受益者）の合意が得られる見込みもありません。</p>
4. 対策案(13)	<p>【他用途ダム容量買上げ（発電容量）＋ダム開発（江川ダム嵩上げ）】</p> <p>ダムの嵩上げについて、対策案（7）のとおり。</p>
5. 対策案(14)	<p>【ダム開発（既存ダムの貯水池の掘削）＋河道外貯留施設（貯水池）】</p> <p>既存ダムの掘削において、江川ダム・寺内ダム・合所ダムはかんがいを目的に含むダムであり、掘削による貯留水の汚濁、工事期間中の農業用水の確保に支障をきたすと思われます。また、対策案（7）と同様に新たに用水を確保することは、現行の利水運用に支障をきたす恐れがあると思われます。</p> <p>河道外貯留施設については、対策案（1）のとおり。</p>
6. 対策案(15)	<p>【他用途ダム容量買上げ（発電容量）＋河道外貯留施設（貯水池）】</p> <p>河道外貯留施設については、対策案（1）のとおり。</p>



国九整河計第67号
23夕事第104号
平成23年12月16日

福岡県知事
小川 洋 様

国土交通省 九州地方整備局長
中嶋 章雅



独立行政法人 水資源機構理事長
甲村 謙友



小石原川ダム建設事業の利水対策案について（意見聴取）

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業に関してご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、平成21年度に国土交通大臣から国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めることが示され、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（平成22年9月28日付け国河計調第7号）に基づいて検証に係る検討を実施しております。

このたび、国土交通省九州地方整備局及び独立法人水資源機構において、複数の利水対策案について検討を行ったことから、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目第4再評価の視点1（2）④i）新規利水の観点からの検討の進め方からの検討により、今回抽出した利水対策案に関する貴職の意見を求めます。

つきましては、平成24年 1月31日（火）までに、回答いただきたくお願い申し上げます。なお、これまでの検証の状況については、九州地方整備局及び水資源機構のホームページにて公開しております。

九州地方整備局ホームページ

<http://www.qsr.mlit.go.jp/n-kawa/kensyo/06-koisiwaragawa/kensyo-koisiwaragawa.html>

水資源機構ホームページ

<http://www.water.go.jp/honsya/honsya/verification/koishi.html#A01>

お問い合わせ先

国土交通省九州地方整備局 河川部
河川計画課長 藤本 雄介
建設専門官 石橋 浩
代表 : 092-471-6331

(独) 水資源機構 筑後川局

企画調整課長 西川 修
審議役 荒木 和幸
代表 : 0942-34-7001

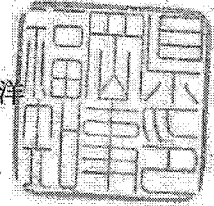


23水資第1726号-3

平成24年1月31日

国土交通省 九州地方整備局長 中嶋 章雅 殿

福岡県知事 小 川 洋



小石原川ダム建設事業の利水対策案について(回答)

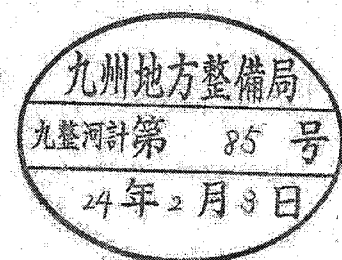
平成23年12月16日付け国九整河計第67号、23ダ事第104号で照会のあ
った標記のことについて別紙のとおり回答します。

担当者

福岡県県土整備部水資源対策課

計画係長

電話



(別紙)

利水対策案	小石原川ダム建設事業の利水対策案に対する意見
全 般	<p>小石原川ダムは、小石原川流域の治水と県南地域に必要な水資源開発と位置づけられており、県としても必要と考え、積極的に同意していることから、検証にあたっては、地域の意見を最大限尊重するとともに、速やかに検証作業を進め、早期に対応方針を決定していただきたい。</p> <p>なお、利水対策案の検討にあたっては、その事業費の負担がどこに帰属するのかを踏まえる必要がある。</p>
①、⑤、⑥	<p>河道外貯留施設（貯水池）の新設を含む利水対策案</p> <p>場所は特定されていないが、利水対策案で示された筑後川中流域は、国営土地改良事業筑後川中流地区及び附帯県営事業などで整備された優良農地であり、20～40ヘクタールにも及ぶ貯留施設を農振農用地内に建設するのであれば、地域農業の振興上影響が大きい。</p>
②、④	<p>ダム再開発（江川ダムのかさ上げ）を含む利水対策案</p> <p>工事期間とその間の既存の利水容量がどういった形で確保されるのかが示されていないが、工事期間中といえども必要な用水を、事業主体の責務として確保する必要がある。</p> <p>また、既存のダムに新たな利水容量を持たせることにより、既得用水の貯留及び取水に支障を来すことが懸念されることから、施設完了後のダムの管理・運営をどのように行うかを利水者に示す必要がある。</p>
③	<p>他用途ダム容量買い上げ（合所ダムの利水容量）案</p> <p>合所ダムの福岡地区水道企業団の利水容量の買い上げについては、福岡地区水道企業団が用水供給事業を行う上での水源として、現在使用されていることから、検討にあたっては、代替水源の確保など既得用水に影響を与えないようにする必要がある。</p> <p>また、農業用水の利水容量の買い上げについては、合所ダムに確保している農業用水が減少し、営農に支障を来すこととなることから容認し難い。</p>
⑤	<p>ダム再開発（既設ダムの貯水池の掘削）を含む利水対策案</p> <p>工事期間とその間の既存の利水容量がどういった形で確保されるのかが示されていないが、工事期間中といえども必要な用水を、事業主体の責務として確保する必要がある。</p> <p>また、既存のダムに新たな利水容量を持たせることにより、既得用水の貯留及び取水に支障を来すことが懸念されることから、施設完了後のダムの管理・運営をどのように行うかを利水者に示す必要がある。</p> <p>なお、当該利水対策案では、福岡県の管理する河川の4ダム（江川、合所、藤波、山神）が対象となっており、河川管理者（県）としては、利水者が利水容量確保のためにダム上流の県管理河川区域を掘削しようとする場合、環境や既設構造物への影響等にも十分に考慮する必要があると考える。</p>

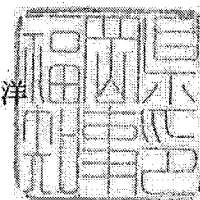


23水資第1726号-3

平成24年1月31日

独立行政法人 水資源機構理事長 甲村 謙友 殿

福岡県知事 小 川 洋



小石原川ダム建設事業の利水対策案について(回答)

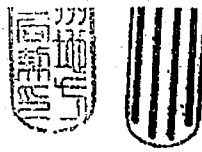
平成23年12月16日付け国九整河計第67号、23ダ事第104号で照会のあった標記のことについて別紙のとおり回答します。



担当者
福岡県県土整備部水資源対策課
計画係長 [REDACTED]
電話 [REDACTED]

(別紙)

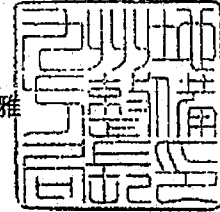
利水対策案	小石原川ダム建設事業の利水対策案に対する意見
全 般	<p>小石原川ダムは、小石原川流域の治水と県南地域に必要な水資源開発と位置づけられており、県としても必要と考え、積極的に同意していることから、検証にあたっては、地域の意見を最大限尊重するとともに、速やかに検証作業を進め、早期に対応方針を決定していただきたい。</p> <p>なお、利水対策案の検討にあたっては、その事業費の負担がどこに帰属するのかを踏まえる必要がある。</p>
①、⑤、⑥	<p>河道外貯留施設（貯水池）の新設を含む利水対策案</p> <p>場所は特定されていないが、利水対策案で示された筑後川中流域は、国営土地改良事業筑後川中流地区及び附帯県営事業などで整備された優良農地であり、20～40ヘクタールにも及ぶ貯留施設を農振農用地内に建設するのであれば、地域農業の振興上影響が大きい。</p>
②、④	<p>ダム再開発（江川ダムのかさ上げ）を含む利水対策案</p> <p>工事期間とその間の既存の利水容量がこういった形で確保されるのかが示されていないが、工事期間中といえども必要な用水を、事業主体の責務として確保する必要がある。</p> <p>また、既存のダムに新たな利水容量を持たせることにより、既得用水の貯留及び取水に支障を来すことが懸念されることから、施設完了後のダムの管理・運営をどのように行うかを利水者に示す必要がある。</p>
③	<p>他用途ダム容量買い上げ（合所ダムの利水容量）案</p> <p>合所ダムの福岡地区水道企業団の利水容量の買い上げについては、福岡地区水道企業団が用水供給事業を行う上での水源として、現在使用されていることから、検討にあたっては、代替水源の確保など既得用水に影響を与えないようにする必要がある。</p> <p>また、農業用水の利水容量の買い上げについては、合所ダムに確保している農業用水が減少し、営農に支障を来すこととなることから容認し難い。</p>
⑤	<p>ダム再開発（既設ダムの貯水池の掘削）を含む利水対策案</p> <p>工事期間とその間の既存の利水容量がこういった形で確保されるのかが示されていないが、工事期間中といえども必要な用水を、事業主体の責務として確保する必要がある。</p> <p>また、既存のダムに新たな利水容量を持たせることにより、既得用水の貯留及び取水に支障を来すことが懸念されることから、施設完了後のダムの管理・運営をどのように行うかを利水者に示す必要がある。</p> <p>なお、当該利水対策案では、福岡県の管理する河川の4ダム（江川、合所、藤波、山神）が対象となっており、河川管理者（県）としては、利水者が利水容量確保のためにダム上流の県管理河川区域を掘削しようとする場合、環境や既設構造物への影響等にも十分に考慮する必要があると考える。</p>



国九整河計第67号
23夕事第104号
平成23年12月16日

福岡市長
高島 宗一郎 様
(福岡市水道事業管理者
尾原 光信 様)

国土交通省 九州地方整備局長
中嶋 章雅



独立行政法人 水資源機構理事長
甲村 謙友



小石原川ダム建設事業の利水対策案について (意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業に関してご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、平成21年度に国土交通大臣から国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めることが示され、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成22年9月28日付け国河計調第7号)に基づいて検証に係る検討を実施しております。

このたび、国土交通省九州地方整備局及び独立法人水資源機構において、複数の利水対策案について検討を行ったことから、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目第4再評価の視点1(2)④1)新規利水の観点からの検討の進め方からの検討により、今回抽出した利水対策案に関する貴職の意見を求めます。

つきましては、平成24年1月31日(火)までに、回答いただきたくお願い申し上げます。なお、これまでの検証の状況については、九州地方整備局及び水資源機構のホームページにて公開しております。

九州地方整備局ホームページ

<http://www.qsr.mlit.go.jp/n-kawa/kensyo/06-koisiwaragawa/kensyo-koisiwaragawa.html>

水資源機構ホームページ

<http://www.water.go.jp/honsya/honsya/verification/koishi.html#A01>

お問い合わせ先

国土交通省九州地方整備局 河川部
河川計画課長 藤本 雄介
建設専門官 石橋 浩
代表 : 092-471-6331

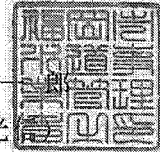
(独)水資源機構 筑後川局
企画調整課長 西川 修
審議役 荒木 和幸
代表 : 0942-34-7001



水計第 523号
平成24年 1月31日

国土交通省
九州地方整備局長 中嶋 章雅 様

福岡市長 高島 宗一
(福岡市水道事業管理者 尾原 光)



小石原川ダム建設事業の利水対策案について (回答)

平成23年12月16日付国九整河計第67号「小石原川ダム建設事業の利水対策案について (意見聴取)」にて依頼のあった件について、別紙のとおり回答いたします。

問い合わせ先

福岡市水道局計画部

計画課長

開発調整係長

TEL

FAX



小石原川ダム建設事業の利水対策案に対する意見

2度の大渇水を経験した福岡市では、限りある水を有効に利用するため、節水型都市づくりを進めるとともに、水資源開発に取り組んでおります。

江川ダムは、本市関連ダムの中でも最大の貯水容量を持つ大変重要な水源であり、代替となる水源はありません。また、本市の水需要のおよそ3分の1を占める福岡地区水道企業団の用水供給を支える貴重な水源の一つでもあります。

今回抽出された利水対策案のうち、江川ダム再開発を含む案につきましては、工事着手から完成まで長期に渡ることが予想され、その間、江川ダム利水者の取水が制限されてしまうことから、本市の安定給水へ多大な影響が懸念されます。

このため、下記の対策案の具体的な検討にあたっては、工事期間における江川ダム利水者に対する別途水源の確保についても、併せてご検討いただきますようお願いいたします。

- ダム再開発（江川ダムかさ上げ）
- 他用途ダム容量買い上げ（発電容量）＋ダム再開発（江川ダムかさ上げ）
- ダム再開発（既設ダムの貯水池の掘削）＋河道外貯留施設（貯水池）

筑後川水系における利水対策の検討にあたっては、水源の多くを筑後川に依存する本市の実情にご配慮いただくとともに、福岡県南地域において、現在の厳しい水事情に加え、今後、上下水道の急速な普及が見込まれるなど、新規水源の確保が緊急の課題となっていることから、速やかに検討を進めていただきますようお願い申し上げます。

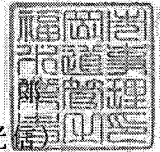
福岡市長 高島 宗一郎
(福岡市水道事業管理者 尾原 光信)



水計第 523 号
平成24年 1月31日

独立行政法人
水資源機構理事長 甲村 謙友 様

福岡市長 高島 宗一
(福岡市水道事業管理者 尾原 光



小石原川ダム建設事業の利水対策案について (回答)

平成23年12月16日付23夕事第104号「小石原川ダム建設事業の利水対策につ
いて (意見聴取)」にて依頼のあった件について、別紙のとおり回答いたします。



問い合わせ先

福岡市水道局計画部

計画課長

開発調整係長

TEL

FAX

小石原川ダム建設事業の利水対策案に対する意見

2度の大渇水を経験した福岡市では、限りある水を有効に利用するため、節水型都市づくりを進めるとともに、水資源開発に取り組んでおります。

江川ダムは、本市関連ダムの中でも最大の貯水容量を持つ大変重要な水源であり、代替となる水源はありません。また、本市の水需要のおよそ3分の1を占める福岡地区水道企業団の用水供給を支える貴重な水源の一つでもあります。

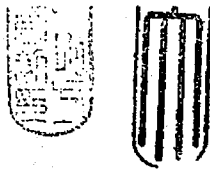
今回抽出された利水対策案のうち、江川ダム再開発を含む案につきましては、工事着手から完成まで長期に渡ることが予想され、その間、江川ダム利水者の取水が制限されてしまうことから、本市の安定給水へ多大な影響が懸念されます。

このため、下記の対策案の具体的な検討にあたっては、工事期間における江川ダム利水者に対する別途水源の確保についても、併せてご検討いただきますようお願いいたします。

- ダム再開発（江川ダムかさ上げ）
- 他用途ダム容量買い上げ（発電容量）＋ダム再開発（江川ダムかさ上げ）
- ダム再開発（既設ダムの貯水池の掘削）＋河道外貯留施設（貯水池）

筑後川水系における利水対策の検討にあたっては、水源の多くを筑後川に依存する本市の実情にご配慮いただくとともに、福岡県南地域において、現在の厳しい水事情に加え、今後、上下水道の急速な普及が見込まれるなど、新規水源の確保が緊急の課題となっていることから、速やかに検討を進めていただきますようお願い申し上げます。

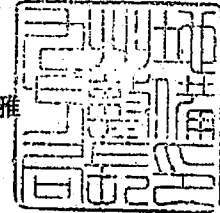
福岡市長 高島 宗一郎
(福岡市水道事業管理者 尾原 光信)



国九整河計第67号
23夕事第104号
平成23年12月16日

朝倉市長
森田 俊介 様

国土交通省 九州地方整備局長
中嶋 章雅



独立行政法人 水資源機構理事長
甲村 謙友



小石原川ダム建設事業の利水対策案について（意見聴取）

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業に関してご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、平成21年度に国土交通大臣から国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めることが示され、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（平成22年9月28日付け国河計調第7号）に基づいて検証に係る検討を実施しております。

このたび、国土交通省九州地方整備局及び独立法人水資源機構において、複数の利水対策案について検討を行ったことから、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目第4再評価の視点1（2）④i）新規利水の観点からの検討の進め方からの検討により、今回抽出した利水対策案に関する貴職の意見を求めます。

つきましては、平成24年 1月31日（火）までに、回答いただきたくお願い申し上げます。なお、これまでの検証の状況については、九州地方整備局及び水資源機構のホームページにて公開しております。

九州地方整備局ホームページ

<http://www.qsr.mlit.go.jp/n-kawa/kensyo/06-koisiwaragawa/kensyo-koisiwaragawa.html>

水資源機構ホームページ

<http://www.water.go.jp/honsya/honsya/verification/koishi.html#A01>

お問い合わせ先

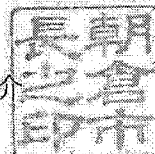
国土交通省九州地方整備局 河川部
河川計画課長 藤本 雄介
建設専門官 石橋 浩
代表：092-471-6331
（独）水資源機構 筑後川局
企画調整課長 西川 修
審議役 荒木 和幸
代表：0942-34-7001

写

23朝夕対第 96号
平成24年1月27日

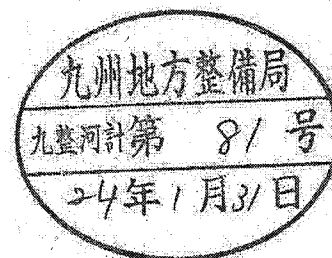
国土交通省九州地方整備局長 殿

福岡県朝倉市長
森田 俊介



小石原川ダム建設事業の利水対策案に対する意見聴取について (回答)

平成23年12月16日付、国九整河計第67号でご依頼のありました標題の件につきまして別紙のとおり回答します。



利水対策案に対する意見書

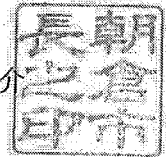
利水対策案について一定の理解は出来るが、コスト面、地域の理解、協力を考慮するとダム案が最適と思われる。当市は小石原川ダムの建設地であり、これまで苦渋の選択をされた水没者をはじめ、多くの地権者に多大な迷惑をかけてきており、これ以上の負担を住民に強いることはできない。また、ダムに対する代替案を検討するのであれば、並行して水源地域対策特別措置法による整備計画についても検討するのが当然と考える。



23朝夕対第 96号
平成24年1月27日

独立行政法人 水資源機構理事長 殿

福岡県朝倉市長
森田 俊介



小石原川ダム建設事業の利水対策案に対する意見聴取について (回答)

平成23年12月16日付、23夕事第104号でご依頼のありました標題の件につきまして別紙のとおり回答します。



利水対策案に対する意見書

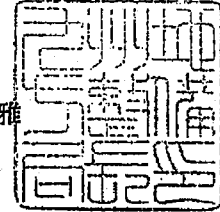
利水対策案について一定の理解は出来るが、コスト面、地域の理解、協力を考慮するとダム案が最適と思われる。当市は小石原川ダムの建設地であり、これまで苦渋の選択をされた水没者をはじめ、多くの地権者に多大な迷惑をかけてきており、これ以上の負担を住民に強いることはできない。また、ダムに対する代替案を検討するのであれば、並行して水源地域対策特別措置法による整備計画についても検討するのが当然と考える。



国九整河計第67号
23夕事第104号
平成23年12月16日

鳥栖市長
橋本 康志 様

国土交通省 九州地方整備局長
中嶋 章雅



独立行政法人 水資源機構理事長
甲村 謙友



小石原川ダム建設事業の利水対策案について (意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業に関してご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、平成21年度に国土交通大臣から国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めることが示され、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成22年9月28日付け国河計調第7号)に基づいて検証に係る検討を実施しております。

このたび、国土交通省九州地方整備局及び独立法人水資源機構において、複数の利水対策案について検討を行ったことから、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目第4再評価の視点1(2)④1)新規利水の観点からの検討の進め方からの検討により、今回抽出した利水対策案に関する貴職の意見を求めます。

つきましては、平成24年1月31日(火)までに、回答いただきたくお願い申し上げます。なお、これまでの検証の状況については、九州地方整備局及び水資源機構のホームページにて公開しております。

九州地方整備局ホームページ

<http://www.qsr.mlit.go.jp/n-kawa/kensyo/06-koisiwaragawa/kensyo-koisiwaragawa.html>

水資源機構ホームページ

<http://www.water.go.jp/honsya/honsya/verification/koishi.html#A01>

お問い合わせ先

国土交通省九州地方整備局 河川部
河川計画課長 藤本 雄介
建設専門官 石橋 浩
代表 : 092-471-6331

(独)水資源機構 筑後川局

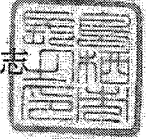
企画調整課長 西川 修
審議役 荒木 和幸
代表 : 0942-34-7001



鳥水第 8970 号
平成 24 年 1 月 23 日

国土交通省 九州地方整備局長
中嶋章雅 様

鳥栖市長 橋本康志



小石原川ダム建設事業の利水対策案について（回答）

平素より、本市水道事業運営につきましては、ご指導とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

小石原川ダム建設事業につきましては、同じ筑後川水系の事業体として一定の理解をいたしております。

本市におきましても、量のみならず質の高い水源の確保、企業誘致等、将来の水需要に対応するため、ダム使用权は必要不可欠な市民の財産であるものと認識し、ダム使用权を取得のため、現在に至るまで両筑平野用水事業、寺内ダム建設事業等、諸事業に係る応分の経費を負担してまいりました。

本件に係る意見聴取につきましては、下記のとおりご回答させていただきますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

記

- 1 ダムのかさ上げ、掘削に係る建設経費等に対する新たな負担を求められた場合の対応は困難です。
- 2 ダムのかさ上げ、掘削や施設の新設等により、それらに対する維持管理経費等、新たな負担を求められた場合の対応は困難です。
- 3 新たな維持管理経費が生じない場合は、事業原因事業体を分母に含め、既構成事業体の負担を軽減するようご配慮いただきますようお願いいたします。
- 4 本事業の推進過程において、既得ダム使用权の権利行使に支障なきようご配慮いただきますようお願いいたします。



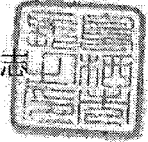
〒841-8511
鳥栖市宿町 1118 番地
鳥栖市上下水道局 管理課
管理課長補佐兼総務係長 [Redacted]
TEL [Redacted]
FAX [Redacted]



鳥水第8970号
平成24年 1月23日

独立行政法人 水資源機構理事長
甲村謙友 様

鳥栖市長 橋本康志



小石原川ダム建設事業の利水対策案について (回答)

平素より、本市水道事業運営につきましては、ご指導とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

小石原川ダム建設事業につきましては、同じ筑後川水系の事業体として一定の理解をいたしております。

本市におきましても、量のみならず質の高い水源の確保、企業誘致等、将来の水需要に対応するため、ダム使用権は必要不可欠な市民の財産であるものと認識し、ダム使用権を取得のため、現在に至るまで両筑平野用水事業、寺内ダム建設事業等、諸事業に係る応分の経費を負担してまいりました。

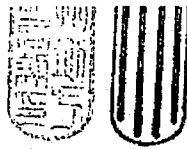
本件に係る意見聴取につきましては、下記のとおりご回答させていただきますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

記

- 1 ダムのかさ上げ、掘削に係る建設経費等に対する新たな負担を求められた場合の対応は困難です。
- 2 ダムのかさ上げ、掘削や施設の新設等により、それらに対する維持管理経費等、新たな負担を求められた場合の対応は困難です。
- 3 新たな維持管理経費が生じない場合は、事業原因事業体を分母に含め、既構成事業体の負担を軽減するようご配慮いただきますようお願いいたします。
- 4 本事業の推進過程において、既得ダム使用権の権利行使に支障なきようご配慮いただきますようお願いいたします。



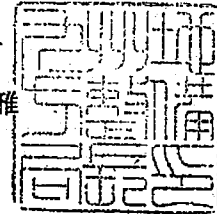
〒841-8511
鳥栖市宿町1118番地
鳥栖市上下水道局 管理課
管理課長補佐兼総務係長 [REDACTED]
TEL [REDACTED]
FAX [REDACTED]



国九整河計第67号
23夕事第104号
平成23年12月16日

両筑土地改良区
理事長 松岡 吉寛 様

国土交通省 九州地方整備局長
中嶋 章雅



独立行政法人 水資源機構理事長
甲村 謙友



小石原川ダム建設事業の利水対策案について（意見聴取）

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業に関してご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、平成21年度に国土交通大臣から国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めることが示され、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（平成22年9月28日付け国河計調第7号）に基づいて検証に係る検討を実施しております。

このたび、国土交通省九州地方整備局及び独立法人水資源機構において、複数の利水対策案について検討を行ったことから、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目第4再評価の視点1（2）④1）新規利水の観点からの検討の進め方からの検討により、今回抽出した利水対策案に関する貴職の意見を求めます。

つきましては、平成24年 1月31日（火）までに、回答いただきたくお願い申し上げます。なお、これまでの検証の状況については、九州地方整備局及び水資源機構のホームページにて公開しております。

九州地方整備局ホームページ

<http://www.qsr.mlit.go.jp/n-kawa/kensyo/06-koisiwaragawa/kensyo-koisiwaragawa.html>

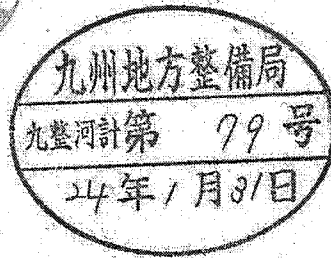
水資源機構ホームページ

<http://www.water.go.jp/honsya/honsya/verification/koishi.html#A01>

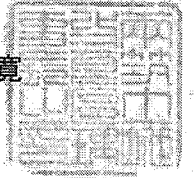
お問い合わせ先

国土交通省九州地方整備局 河川部
河川計画課長 藤本 雄介
建設専門官 石橋 浩
代表 : 092-471-6331
(独) 水資源機構 筑後川局
企画調整課長 西川 修
審議役 荒木 和幸
代表 : 0942-34-7001

国土交通省 九州地方整備局
局長 中嶋章雅 様



両筑土地改良区
理事長 松岡吉寛



今般、平成23年12月16日付けで意見聴取のありました「小石原川ダム建設事業の利水対策案」について
地元利水者として、下記意見を具申致します。

記

対策案(7) ダム再開発(江川ダムかさ上げ)

【利水対策案の概要】

■流域内の既設ダムを再開発することによって必要な開発量を確保する。

・小石原川の既設ダムである江川ダムを約10mかさ上げする。 とあるが

※意見：江川ダムは、強固な地盤の上に建設された重力式ダムであるが、10m嵩上げとなると地耐力があるか心配であり、貯留水の取水に支障をきたす恐れがある。

また、江川ダムの貯留水は、各利水者負担の元確保された水であり、新たに同ダムに多目的用水を確保しようとする対策案は、既得水利運用上支障を来し、地元関係者(農家等)の理解も得難く、他のダムに問題を拡散する事で、費用・事業効果の発揮も長期化するのみで必要性を問われる。

対策案(13) 他用途ダム容量買上げ(発電容量)＋ダム再開発(江川ダムかさ上げ)

【利水対策案の概要】

■流域内の他用途ダム容量を買上げるとともに、既設ダムを再開発することによって必要な開発量を確保する。

・筑後川流域内に存在する発電専用の5ダム全ての容量を買上げる。

・発電容量の買上げのみでは必要な開発量を確保できないため、あわせて江川ダムを約6mかさ上げする とあるが

※意見：江川ダムの嵩上げについて、対策案7と同様。

対策案(14) ダム再開発(既設ダムの貯水池の掘削)＋河道外貯留施設(貯水池)

【利水対策案の概要】

■流域内の既設ダムを再開発するとともに、河道外貯留施設を新設することによって必要な開発量を確保する。

・筑後川流域内の既設6ダム(江川ダム、寺内ダム……山神ダム)の貯水池を掘削する。

・ダム貯水池の掘削のみでは必要な開発量を確保できないため、あわせて筑後川中流域において河道外貯留施設を新設する。 とあるが

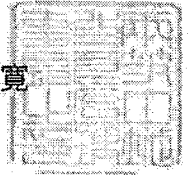
※意見：江川ダム・寺内ダムの掘削により貯留水の汚濁、農業用水の確保に支障をきたす。

また、江川ダム・寺内ダムの貯留水は、各利水者負担の元確保された水であり、新たに同ダムに多目的用水を確保しようとする対策案は、既得水利運用上支障を来し、地元関係者(農家等)の理解も得難く、他のダムに問題を拡散する事で、費用・事業効果の発揮も長期化するのみで必要性を問われる。「結果的に第2のダムが必要」である。

独立行政法人 水資源機構
理事長 甲村謙友様



両筑土地改良区
理事長 松岡吉寛



今般、平成23年12月16日付けで意見聴取のありました「小石原川ダム建設事業の利水対策案」について
地元利水者として、下記意見を具申致します。

記

対策案(7) ダム再開発(江川ダムかさ上げ)

【利水対策案の概要】

■流域内の既設ダムを再開発することによって必要な開発量を確保する。

・小石原川の既設ダムである江川ダムを約10mかさ上げする。 とあるが

※意見：江川ダムは、強固な地盤の上に建設された重力式ダムであるが、10m嵩上げとなると地耐力があるか心配であり、貯留水の取水に支障をきたす恐れがある。

また、江川ダムの貯留水は、各利水者負担の元確保された水であり、新たに同ダムに多目的用水を確保しようとする対策案は、既得水利運用上支障を来し、地元関係者(農家等)の理解も得難く、他のダムに問題を拡散する事で、費用・事業効果の発揮も長期化するのみで必要性を問われる。

対策案(13) 他用途ダム容量買上げ(発電容量)＋ダム再開発(江川ダムかさ上げ)

【利水対策案の概要】

■流域内の他用途ダム容量を買上げるとともに、既設ダムを再開発することによって必要な開発量を確保する。

・筑後川流域内に存在する発電専用の5ダム全ての容量を買上げる。

・発電容量の買上げのみでは必要な開発量を確保できないため、あわせて江川ダムを約6mかさ上げする とあるが

※意見：江川ダムの嵩上げについて、対策案7と同様。

対策案(14) ダム再開発(既設ダムの貯水池の掘削)＋河道外貯留施設(貯水池)

【利水対策案の概要】

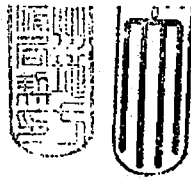
■流域内の既設ダムを再開発するとともに、河道外貯留施設を新設することによって必要な開発量を確保する。

・筑後川流域内の既設6ダム(江川ダム、寺内ダム……山神ダム)の貯水池を掘削する。

・ダム貯水池の掘削のみでは必要な開発量を確保できないため、あわせて筑後川中流域において河道外貯留施設を新設する。 とあるが

※意見：江川ダム・寺内ダムの掘削により貯留水の汚濁、農業用水の確保に支障をきたす。

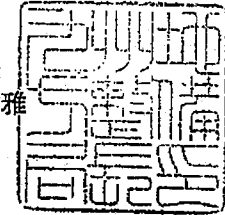
また、江川ダム・寺内ダムの貯留水は、各利水者負担の元確保された水であり、新たに同ダムに多目的用水を確保しようとする対策案は、既得水利運用上支障を来し、地元関係者(農家等)の理解も得難く、他のダムに問題を拡散する事で、費用・事業効果の発揮も長期化するのみで必要性を問われる。「結果的に第2のダムが必要」である。



国九整河計第67号
23夕事第104号
平成23年12月16日

耳納山麓土地改良区
理事長 怡土 康男 様

国土交通省 九州地方整備局長
中嶋 章雅



独立行政法人 水資源機構理事長
甲村 謙友



小石原川ダム建設事業の利水対策案について (意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業に関してご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、平成21年度に国土交通大臣から国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めることが示され、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成22年9月28日付け国河計調第7号)に基づいて検証に係る検討を実施しております。

このたび、国土交通省九州地方整備局及び独立法人水資源機構において、複数の利水対策案について検討を行ったことから、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目第4再評価の視点1(2)④i)新規利水の観点からの検討の進め方からの検討により、今回抽出した利水対策案に関する貴職の意見を求めます。

つきましては、平成24年1月31日(火)までに、回答いただきたくお願い申し上げます。なお、これまでの検証の状況については、九州地方整備局及び水資源機構のホームページにて公開しております。

九州地方整備局ホームページ

<http://www.qsr.mlit.go.jp/n-kawa/kensyo/06-koisivaragawa/kensyo-koisivaragawa.html>

水資源機構ホームページ

<http://www.water.go.jp/honsya/honsya/verification/koishi.html#A01>

お問い合わせ先

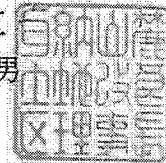
国土交通省九州地方整備局 河川部
河川計画課長 藤本 雄介
建設専門官 石橋 浩
代表 : 092-471-6331
(独)水資源機構 筑後川局
企画調整課長 西川 修
審議役 荒木 和幸
代表 : 0942-34-7001



23 耳土改第 212 号
平成 24 年 1 月 25 日

国土交通省九州地方整備局長
中 嶋 章 雅 様
独立行政法人水資源機構理事長
甲 村 謙 友 様

耳納山麓土地改良区
理事長 怡土康男



小石原川ダム建設事業の利水対策案について

平成 23 年 12 月 16 日付けで意見聴取のありましたことについて、下記のとおり回答いたします。

記

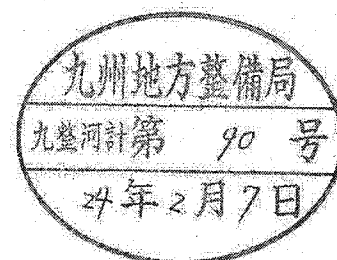
1. 他用途ダム容量買上げ（合所ダム利水容量）：利水対策案(12)に対する意見

合所ダムは、農業用水（及び都市用水）を確保する目的で建設したダムであります。農業用水として確保されている用水を他用途へ振り替えることは受益農地への供給量の減少となり、受益農家の営農に多大な影響を与えるため、当土地改良区はもとより受益農家の了解を得られるものではなく、到底容認できるものではありません。

2. ダム再開発（既存ダムの貯水池の掘削）+可道外貯留施設（貯水池）：利水対策案(14)に対する意見

合所ダムの貯水池の掘削について、貯水池内掘削想定箇所は示してあるものの掘削量、施工時期は示されてはいませんが、掘削時の汚濁や工事中の農業用水（及び都市用水）の確保が懸念され、受益農家の了解は得られない。

また、新たな用水を加えることは、用水管理に影響を与えるものと思われます。





23 耳土改第 212 号
平成 24 年 1 月 25 日

国土交通省九州地方整備局長
中 嶋 章 雅 様
独立行政法人水資源機構理事長
甲 村 謙 友 様

耳納山麓土地改良区
理事長 怡土康男

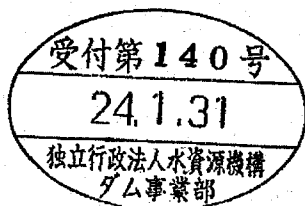


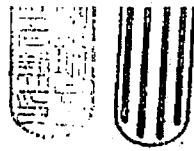
小石原川ダム建設事業の利水対策案について

平成 23 年 12 月 16 日付けで意見聴取のありましたことについて、下記のとおり回答いたします。

記

1. 他用途ダム容量買上げ（合所ダム利水容量）：利水対策案(12)に対する意見
合所ダムは、農業用水（及び都市用水）を確保する目的で建設したダムであります。農業用水として確保されている用水を他用途へ振り替えることは受益農地への供給量の減少となり、受益農家の営農に多大な影響を与えるため、当土地改良区はもとより受益農家の了解を得られるものではなく、到底容認できるものではありません。
2. ダム再開発（既存ダムの貯水池の掘削）+可道外貯留施設（貯水池）：利水対策案(14)に対する意見
合所ダムの貯水池の掘削について、貯水池内掘削想定箇所は示してあるものの掘削量、施工時期は示されてはいませんが、掘削時の汚濁や工事中の農業用水（及び都市用水）の確保が懸念され、受益農家の了解は得られない。
また、新たな用水を加えることは、用水管理に影響を与えるものと思われま。





国九整河計第67号
23夕事第104号
平成23年12月16日

山神水道企業団
企業長 藤田 陽三 様

国土交通省 九州地方整備局長
中嶋 章雅



独立行政法人 水資源機構理事長
甲村 謙友



小石原川ダム建設事業の利水対策案について（意見聴取）

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業に関してご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、平成21年度に国土交通大臣から国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めることが示され、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（平成22年9月28日付け国河計調第7号）に基づいて検証に係る検討を実施しております。

このたび、国土交通省九州地方整備局及び独立法人水資源機構において、複数の利水対策案について検討を行ったことから、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目第4再評価の視点1（2）④1）新規利水の観点からの検討の進め方からの検討により、今回抽出した利水対策案に関する貴職の意見を求めます。

つきましては、平成24年1月31日（火）までに、回答いただきたくお願い申し上げます。なお、これまでの検証の状況については、九州地方整備局及び水資源機構のホームページにて公開しております。

九州地方整備局ホームページ

<http://www.qsr.mlit.go.jp/n-kawa/kensyo/06-koisivaragawa/kensyo-koisivaragawa.html>

水資源機構ホームページ

<http://www.water.go.jp/honsya/honsya/verification/koishi.html#A01>

お問い合わせ先

国土交通省九州地方整備局 河川部
河川計画課長 藤本 雄介
建設専門官 石橋 浩
代表：092-471-6331
（独）水資源機構 筑後川局
企画調整課長 西川 修
審議役 荒木 和幸
代表：0942-34-7001



写

23山企発第690号

平成24年1月26日

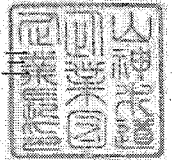
国土交通省

九州地方整備局長

中嶋 章雅 様

山神水道企業団

企業長 藤田 陽

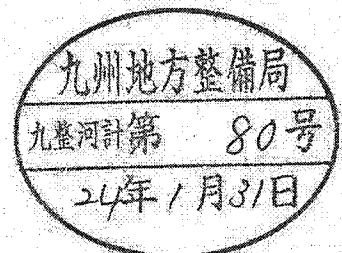


小石原川ダム建設事業の利水対策案について（回答）

このことについて、平成23年12月16日付国九整河計第67号により依頼がありました意見書を別添のとおり提出いたします。

記

- 1 小石原川ダム建設事業の検証に係る意見・・・・・・・・・・1部



小石原川ダム建設事業の検証に係る意見

団体名	山神水道企業団		
住所	福岡県筑紫野市大字山口1917番地1		
電話番号	■■■■■■■■■■	FAX	■■■■■■■■■■
担当者	総務課 ■■■■■■■■		
利水対策案に対する意見			
⑤ダム再開発（既設ダムの貯水池の掘削）			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 山神ダムの集水面積は、9.1K m²と狭く水道用水として山神水道企業団が確保している有効貯水量は113万m³である。11月から翌年の5月までの7ヶ月間は降雨量が少なく、毎年5月には構成団体へ節水をお願いしている状況である。小石原川ダムの利水代替案として30万m³の用水を確保するため山神ダム上流部に掘削工事を行ったとしても、集水面積及び降雨量が増加するものではなく筑後川の流量確保のため一定の水量を放水することになれば山神ダム貯水池の水量は減少し、山神水道企業団の構成団体へ水道用水の安定供給ができなくなる。 ・ 工事期間中は工事に伴う土砂が流入し原水の濁度上昇が考えられ浄水作業に大きく影響することとなり構成団体へ安定した水道用水の供給ができなくなるおそれがある。 ・ 工事期間中に安定した取水・用水の確保ができるのか疑問である。（山神水道企業団は水道用水の安定供給を続けており、掘削工事期間中においても取水停止はもちろんのこと、用水の確保ができなくなる行為は絶対に回避しなければならない。） <p>以上のことから、県営山神ダム貯水池掘削の代替案については賛成できません。</p>			



23山企発第690号

平成24年1月26日

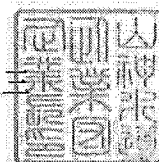
独立行政法人

水資源機構理事長

甲村 謙友 様

山神水道企業団

企業長 藤田 陽



小石原川ダム建設事業の利水対策案について (回答)

このことについて、平成23年12月16日付23ダ事第104号により依頼がありました意見書を別添のとおり提出いたします。

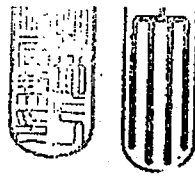
記

- 1 小石原川ダム建設事業の検証に係る意見・・・・・・・・・・1部



小石原川ダム建設事業の検証に係る意見

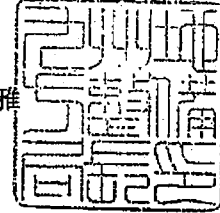
団体名	山神水道企業団		
住所	福岡県筑紫野市大字山口1917番地1		
電話番号	██████████	FAX	██████████
担当者	総務課 ██████████		
利水対策案に対する意見			
⑤ダム再開発（既設ダムの貯水池の掘削）			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 山神ダムの集水面積は、9.1K㎡と狭く水道用水として山神水道企業団が確保している有効貯水量は113万㎡である。11月から翌年の5月までの7ヶ月間は降雨量が少なく、毎年5月には構成団体へ節水をお願いしている状況である。小石原川ダムの利水代替案として30万㎡の用水を確保するため山神ダム上流部に掘削工事を行ったとしても、集水面積及び降雨量が増加するものではなく筑後川の流量確保のため一定の水量を放水することになれば山神ダム貯水池の水量は減少し、山神水道企業団の構成団体へ水道用水の安定供給ができなくなる。 ・ 工事期間中は工事に伴う土砂が流入し原水の濁度上昇が考えられ浄水作業に大きく影響することとなり構成団体へ安定した水道用水の供給ができなくなるおそれがある。 ・ 工事期間中に安定した取水・用水の確保ができるのか疑問である。（山神水道企業団は水道用水の安定供給を続けており、掘削工事期間中においても取水停止はもちろんのこと、用水の確保ができなくなる行為は絶対に回避しなければならない。） <p>以上のことから、県営山神ダム貯水池掘削の代替案については賛成できません。</p>			



国九整河計第67号
23夕事第104号
平成23年12月16日

福岡地区水道企業団
企業長 岩崎 憲彰 様

国土交通省 九州地方整備局長
中嶋 章雅



独立行政法人 水資源機構理事長
甲村 謙太



小石原川ダム建設事業の利水対策案について (意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業に関してご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、平成21年度に国土交通大臣から国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めることが示され、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成22年9月28日付け国河計調第7号)に基づいて検証に係る検討を実施しております。

このたび、国土交通省九州地方整備局及び独立法人水資源機構において、複数の利水対策案について検討を行ったことから、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目第4再評価の視点1(2)④i)新規利水の観点からの検討の進め方からの検討により、今回抽出した利水対策案に関する貴職の意見を求めます。

つきましては、平成24年 1月31日(火)までに、回答いただきたくお願い申し上げます。なお、これまでの検証の状況については、九州地方整備局及び水資源機構のホームページにて公開しております。

九州地方整備局ホームページ

<http://www.qsr.mlit.go.jp/n-kawa/kensyo/06-koisiwaragawa/kensyo-koisiwaragawa.html>

水資源機構ホームページ

<http://www.water.go.jp/honsya/honsya/verification/koishi.html#A01>

お問い合わせ先

国土交通省九州地方整備局 河川部
河川計画課長 藤本 雄介
建設専門官 石橋 浩
代表 : 092-471-6331

(独)水資源機構 筑後川局

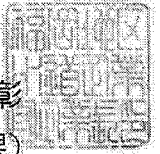
企画調整課長 西川 修
審議役 荒木 和幸
代表 : 0942-34-7001



事 第165号
平成24年 1月31日

国土交通省 九州地方整備局長
中嶋 章雅 様

福岡地区水道企業団
企業長 岩崎 憲彰
(事業調整・交流課)



小石原川ダム建設事業の利水対策案について (回答)

平素より、当企業団の事業運営につきまして格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成23年12月16日付け国九整河計第67号にて意見を求められています標記の件につきましては、別紙のとおり回答致します。

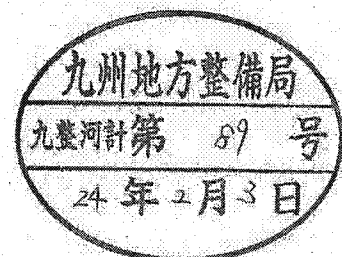
お取り扱い方、よろしく申し上げます。

(担 当)

施設部事業調整・交流課

事業調整係

TEL :



小石原川ダム建設事業の利水対策案に対する意見

関係利水者名	福岡地区水道企業団
意見	<p>福岡都市圏は、人口の増加や都市化の進展により、これまで急速に水需要が増加しています。</p> <p>福岡都市圏域は地形的に大きな河川を持たず、水資源に恵まれていないため、福岡地区水道企業団は筑後川関係者の理解と協力を得て、筑後川での水源開発を行ってきました。</p> <p>現在では当企業団水源の約 70%、建設中の大山ダムを含めると約 74%を筑後川に依存しており、必要不可欠な水源になっています。</p> <p>しかし、福岡都市圏の人口は現在でも増加を続けており、節水型都市づくりを推進しているものの、将来の水需要に対応できないところか、現在においても2年に1回程度、筑後川の濁水が発生しており、安定した取水ができない状況であります。</p> <p>このため、「福岡地域広域的下水道整備計画」(平成 18 年 10 月福岡県策定)に基づき、大山ダム及び五ヶ山ダムに参画し、需要増への対策と取水の安定化のため、水源開発を行っている状況です。</p> <p>従いまして利水対策案のうち、(12)の[合所ダムの利水容量の買い上げ]は、当企業団の貴重な水源の1つを失うこととなり、到底応じることはできないと考えております。</p> <p>(7)、(13)、(14)の「江川ダムのかさ上げ」や「既設ダムの貯水池の掘削」等につきましては、工事が長期間に渡ることや貯水池を一時的に空にする必要が生じることなどが考えられますが、これらの水源は、当企業団にとって必要不可欠なものであり、日々の市民生活に重大な影響が生じることになりますので、同等の代替の水源対策が絶対に必要となります。</p> <p>このことから、提案がありました代替案には賛同できないものと考えております。</p> <p>これに対し、現行案の「小石原川ダム」は、「筑後川水系ダム群連携事業」とあわせて、県南地域の逼迫している水事情の解消のための水源確保、そして筑後川水系の不特定用水の確保のため真に必要な事業であります。</p> <p>さらに、平成 22 年に洪水被害があった朝倉市の治水対策等にとっても非常に効果があり必要な事業であると考えております。</p> <p>このため、是非とも、事業の検証を早期に終了させ、事業を推進して頂きますようお願いいたします。</p>



事 第165号
平成24年 1月31日

独立行政法人 水資源機構理事長
甲村 謙友 様

福岡地区水道企業団
企業長 岩崎 憲彰
(事業調整・交流課)



小石原川ダム建設事業の利水対策案について (回答)

平素より、当企業団の事業運営につきまして格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成23年12月16日付け23ダ事第104号にて意見を求められています標記の件につきましては、別紙のとおり回答致します。

お取り扱い方、よろしく申し上げます。

(担 当)

施設部事業調整・交流課

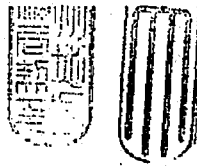
事業調整係

TEL: [REDACTED]



小石原川ダム建設事業の利水対策案に対する意見

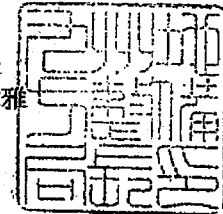
関係利水者名	福岡地区水道企業団
意見	<p>福岡都市圏は、人口の増加や都市化の進展により、これまで急速に水需要が増加しています。</p> <p>福岡都市圏域は地形的に大きな河川を持たず、水資源に恵まれていないため、福岡地区水道企業団は筑後川関係者の理解と協力を得て、筑後川での水源開発を行ってきました。</p> <p>現在では当企業団水源の約 70%、建設中の大山ダムを含めると約 74%を筑後川に依存しており、必要不可欠な水源になっています。</p> <p>しかし、福岡都市圏の人口は現在でも増加を続けており、節水型都市づくりを推進しているものの、将来の水需要に対応できないどころか、現在においても2年に1回程度、筑後川の濁水が発生しており、安定した取水ができない状況であります。</p> <p>このため、「福岡地域広域的な水道整備計画」(平成 18 年 10 月福岡県策定)に基づき、大山ダム及び五ヶ山ダムに参画し、需要増への対策と取水の安定化のため、水源開発を行っている状況です。</p> <p>従いまして利水対策案のうち、(12)の[合所ダムの利水容量の買い上げ]は、当企業団の貴重な水源の1つを失うこととなり、到底応じることはできないと考えております。</p> <p>(7)、(13)、(14)の「江川ダムのかさ上げ」や「既設ダムの貯水池の掘削」等につきましては、工事が長期間に渡ることや貯水池を一時的に空にする必要が生じることなどが考えられますが、これらの水源は、当企業団にとって必要不可欠なものであり、日々の市民生活に重大な影響が生じることになりますので、同等の代替の水源対策が絶対に必要となります。</p> <p>このことから、提案がありました代替案には賛同できないものと考えております。</p> <p>これに対し、現行案の「小石原川ダム」は、「筑後川水系ダム群連携事業」とあわせて、県南地域の逼迫している水事情の解消のための水源確保、そして筑後川水系の不特定用水の確保のため真に必要な事業であります。</p> <p>さらに、平成 22 年に洪水被害があった朝倉市の治水対策等にとっても非常に効果があり必要な事業であると考えております。</p> <p>このため、是非とも、事業の検証を早期に終了させ、事業を推進して頂きますようお願いいたします。</p>



国九整河計第67号
23夕事第104号
平成23年12月16日

佐賀東部水道企業団
企業長 柳川 和政 様

国土交通省 九州地方整備局長
中嶋 章雅



独立行政法人 水資源機構理事長
甲村 謙夫



小石原川ダム建設事業の利水対策案について (意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業に関してご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、平成21年度に国土交通大臣から国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めることが示され、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成22年9月28日付け国河計調第7号)に基づいて検証に係る検討を実施しております。

このたび、国土交通省九州地方整備局及び独立法人水資源機構において、複数の利水対策案について検討を行ったことから、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目第4再評価の視点1(2)④i)新規利水の観点からの検討の進め方からの検討により、今回抽出した利水対策案に関する貴職の意見を求めます。

つきましては、平成24年1月31日(火)までに、回答いただきたくお願い申し上げます。なお、これまでの検証の状況については、九州地方整備局及び水資源機構のホームページにて公開しております。

九州地方整備局ホームページ

<http://www.qsr.mlit.go.jp/n-kawa/kensyo/06-koisiwaragawa/kensyo-koisiwaragawa.html>

水資源機構ホームページ

<http://www.water.go.jp/honsya/honsya/verification/koishi.html#A01>

お問い合わせ先

国土交通省九州地方整備局 河川部

河川計画課長 藤本 雄介

建設専門官 石橋 浩

代表 : 092-471-6331

(独)水資源機構 筑後川局

企画調整課長 西川 修

審議役 荒木 和幸

代表 : 0942-34-7001

写

佐水企第552号
平成24年1月10日

国土交通省 九州地方整備局長
中嶋 章雅 様

独立行政法人 水資源機構理事長
甲村 謙友 様

佐賀東部水道企業団
企業長 柳川 和政



小石原川ダム建設事業の利水対策案について（回答）

平成23年12月16日付け国九整河計第67号及び23ダ事第104号にて意見
聴取のあったこのことについて、意見はありません。



お問合せ先
佐賀東部水道企業団
総務課 経営企画係
電話 [REDACTED]

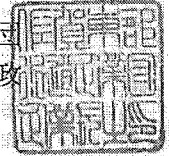


佐水企第552号
平成24年1月10日

国土交通省 九州地方整備局長
中嶋 章雅 様

独立行政法人 水資源機構理事長
甲村 謙友 様

佐賀東部水道企業団
企業長 柳川 和政

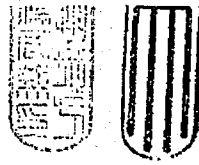


小石原川ダム建設事業の利水対策案について（回答）

平成23年12月16日付け国九整河計第67号及び23ダ事第104号にて意見
聴取のあったこのことについて、意見はありません。



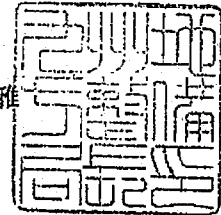
お問合せ先
佐賀東部水道企業団
総務課 経営企画係
電話 [REDACTED]



国九整河計第67号
23ダ事第104号
平成23年12月16日

九州電力株式会社
大分支社長 山崎 尚 様

国土交通省 九州地方整備局長
中嶋 章雅



独立行政法人 水資源機構理事長
甲村 謙友



小石原川ダム建設事業の利水対策案について（意見聴取）

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業に関してご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、平成21年度に国土交通大臣から国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めることが示され、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（平成22年9月28日付け国河計調第7号）に基づいて検証に係る検討を実施しております。

このたび、国土交通省九州地方整備局及び独立法人水資源機構において、複数の利水対策案について検討を行ったことから、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目第4再評価の視点1（2）④i）新規利水の観点からの検討の進め方からの検討により、今回抽出した利水対策案に関する貴職の意見を求めます。

つきましては、平成24年 1月31日（火）までに、回答いただきたくお願い申し上げます。なお、これまでの検証の状況については、九州地方整備局及び水資源機構のホームページにて公開しております。

九州地方整備局ホームページ

<http://www.qsr.mlit.go.jp/n-kawa/kensyo/06-koiswaragawa/kensyo-koiswaragawa.html>

水資源機構ホームページ

<http://www.water.go.jp/honsya/honsya/verification/koishi.html#A01>

お問い合わせ先

国土交通省九州地方整備局 河川部
河川計画課長 藤本 雄介
建設専門官 石橋 浩
代表：092-471-6331
（独）水資源機構 筑後川局
企画調整課長 西川 修
審議役 荒木 和幸
代表：0942-34-7001



平成 24 年 2 月 16 日

国土交通省

九州地方整備局長 中嶋 章雅 様

九州電力株式会社
大分支社長 山崎 尚



小石原川ダム建設事業の利水対策案に対する意見聴取について（回答）

貴省におかれましては、平素より弊社事業に対し、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 23 年 12 月 16 日付け国九整河計第 67 号及び 23 ダ事第 104 号にてご依頼のありました小石原川ダム建設事業の検証に関する利水対策案に対する弊社意見につきまして、以下のとおり回答いたします。

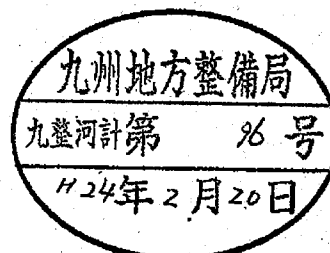
〔回答〕

利水対策案（対策案 13、対策案 15）の他用途ダム容量買い上げ等の弊社水力発電に関わる方策につきましては、筑後川水系の弊社発電所の発電電力量減少をもたらすとともに、電力の安定供給のための代替電源確保の必要性、さらには、国のエネルギー政策における水力発電の重要性に鑑み、電気事業者として受け入れることはできません。

〔主な理由〕

- ・水力発電は、国のエネルギー政策における国産エネルギーの有効活用、地球温暖化への対応の観点から、資源制約が少なく、環境特性に優れたクリーンなエネルギーとして重要な電源である。
- ・ダムによる発電容量を確保しているということは、電力需要の変動への対応等、電力の安定供給に重要な役割を果たしているということであり、水力発電容量の買い上げによって筑後川水系の弊社水力発電所 6 箇所 118 千 kW もの供給力が減少することから、安定供給のために代替電源を確保する必要がある。
- ・なお、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災以降、供給力確保に全力で取り組んできたところであるが、企業、自治体等を始めとしてお客さまに節電をお願いしている厳しい電力供給の状況下において、水力発電所はベース供給力として安定供給に資する重要な電源である。

以上





平成 24 年 2 月 16 日

独立行政法人
水資源機構理事長 甲村 謙友 様

九州電力株式会社
大分支社長 山崎 尚



小石原川ダム建設事業の利水対策案に対する意見聴取について（回答）

貴省におかれましては、平素より弊社事業に対し、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 23 年 12 月 16 日付け国九整河計第 67 号及び 23 夕事第 104 号にてご依頼のありました小石原川ダム建設事業の検証に関する利水対策案に対する弊社意見につきまして、以下のとおり回答いたします。

[回答]

利水対策案（対策案 13、対策案 15）の他用途ダム容量買い上げ等の弊社水力発電に関わる方策につきましては、筑後川水系の弊社発電所の発電電力量減少をもたらすとともに、電力の安定供給のための代替電源確保の必要性、さらには、国のエネルギー政策における水力発電の重要性に鑑み、電気事業者として受け入れることはできません。

[主な理由]

- ・水力発電は、国のエネルギー政策における国産エネルギーの有効活用、地球温暖化への対応の観点から、資源制約が少なく、環境特性に優れたクリーンなエネルギーとして重要な電源である。
- ・ダムによる発電容量を確保しているということは、電力需要の変動への対応等、電力の安定供給に重要な役割を果たしているということであり、水力発電容量の買い上げによって筑後川水系の弊社水力発電所 6 箇所 118 千 kW もの供給力が減少することから、安定供給のために代替電源を確保する必要がある。
- ・なお、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災以降、供給力確保に全力で取り組んできたところであるが、企業、自治体等を始めとしてお客さまに節電をお願いしている厳しい電力供給の状況下において、水力発電所はベース供給力として安定供給に資する重要な電源である。

以上

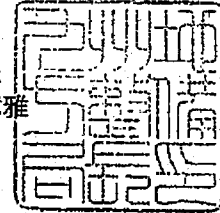




国九整河計第67号
23夕事第104号
平成23年12月16日

大分県知事
広瀬 勝貞 様

国土交通省 九州地方整備局長
中嶋 章雅



独立行政法人 水資源機構理事長
甲村 謙友



小石原川ダム建設事業の利水対策案について（意見聴取）

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業に関してご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、平成21年度に国土交通大臣から国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めることが示され、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（平成22年9月28日付け国河計調第7号）に基づいて検証に係る検討を実施しております。

このたび、国土交通省九州地方整備局及び独立法人水資源機構において、複数の利水対策案について検討を行ったことから、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目第4再評価の視点1（2）④i）新規利水の観点からの検討の進め方からの検討により、今回抽出した利水対策案に関する貴職の意見を求めます。

つきましては、平成24年1月31日（火）までに、回答いただきたくお願い申し上げます。なお、これまでの検証の状況については、九州地方整備局及び水資源機構のホームページにて公開しております。

九州地方整備局ホームページ

<http://www.qsr.mlit.go.jp/n-kawa/kensyo/06-koiswaragawa/kensyo-koiswaragawa.html>

水資源機構ホームページ

<http://www.water.go.jp/honsya/honsya/verification/koishj.html#A01>

お問い合わせ先

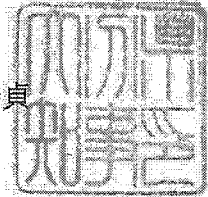
国土交通省九州地方整備局 河川部
河川計画課長 藤本 雄介
建設専門官 石橋 浩
代表：092-471-6331
（独）水資源機構 筑後川局
企画調整課長 西川 修
審議役 荒木 和幸
代表：0942-34-7001



河 第 1319号
平成24年1月20日

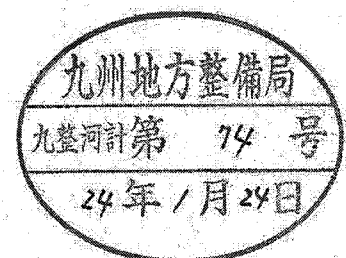
国土交通省九州地方整備局長
中嶋 章雅 殿

大分県知事 広瀬 勝貞



小石原川ダム建設事業の利水対策案について (回答)

平成23年12月16日付け、国九整河計第67号、23ダ事第104号で貴職及び独立行政法人水資源機構理事長から照会のあった標記のことについて、別添のとおり回答します。



小石原川ダム建設事業の利水対策案等に対する意見

①団体名	大分県
②担当者名	██████████
③連絡先(TEL)	██████████
④意見 1) 利水対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	⑤ダム再開発(既設ダムの貯水池の掘削) + 河道外貯水施設(貯水池)に対する意見 (工事施工) ・掘削工事による地滑り防止対策が必要となることに加え、良好な水質確保のため貯水量の増大に伴う水質浄化施設の規模見直しが必要と考 える。 ・掘削により大量に発生する残土の処理地決定、安全対策を明確にし、 住環境の悪化、塵灰、経済的損失等工事に伴う不利益を回復するために 新たな地元対策が必要である。 (経費関係) ・貯水池の掘削によって現在の利水容量を変えるということは、大山ダ ム建設事業費が増大しその負担割合が変わることになる。ダム事業者は 新たに経費負担全者の合意をとる必要がある。 ・大山ダム水源地域においては水源地域対策特別措置法に基づく水源

域整備計画を実施しており、同法12条により経費の一部は受益者が負担している。ダム事業の規模変更に伴い、費用負担も含めて整備計画を変更する必要がある。

(実現性)

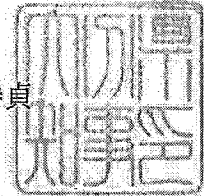
・これまで地元は、下笠、松原、大山の3つのダム及び津江導水といった大規模な治水・利水事業を受け入れてきており、近年は水量や水質に対する市民運動も活発になってきている。大山ダム貯水池掘削案は、課題、問題点も多く地元関係者の合意形成は困難であり、実現性は極めて低い。



河 第 1319号
平成24年1月20日

独立行政法人水資源機構
理事長 甲村 謙友 殿

大分県知事 広瀬 勝貞



小石原川ダム建設事業の利水対策案について（回答）

平成23年12月16日付け、国九整河計第67号、23ダ事第104号で貴職及び国土交通省九州地方整備局長から照会のあった標記のことについて、別添のとおり回答します。



域整備計画を実施しており、同法12条により経費の一部は受益者が負担している。ダム事業の規模変更に伴い、費用負担も含めて整備計画を変更する必要がある。

(実現性)

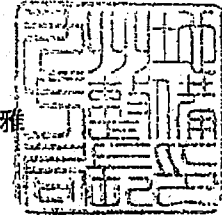
・これまで地元は、下笠、松原、大山の3つのダム及び津江導水といった大規模な治水・利水事業を受け入れてきており、近年は水量や水質に対する市民運動も活発になってきている。大山ダム貯水池掘削案は、課題、問題点も多く地元関係者の合意形成は困難であり、実現性は極めて低い。



国九整河計第67号
23夕事第104号
平成23年12月16日

久留米市長
橋原 利則 様

国土交通省 九州地方整備局長
中嶋 章雅



独立行政法人 水資源機構理事長
甲村 謙友



小石原川ダム建設事業の利水対策案について（意見聴取）

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業に関してご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、平成21年度に国土交通大臣から国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めることが示され、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（平成22年9月28日付け国河計調第7号）に基づいて検証に係る検討を実施しております。

このたび、国土交通省九州地方整備局及び独立法人水資源機構において、複数の利水対策案について検討を行ったことから、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目第4再評価の視点1（2）④1）新規利水の観点からの検討の進め方からの検討により、今回抽出した利水対策案に関する貴職の意見を求めます。

つきましては、平成24年 1月31日（火）までに、回答いただきたくお願い申し上げます。なお、これまでの検証の状況については、九州地方整備局及び水資源機構のホームページにて公開しております。

九州地方整備局ホームページ

<http://www.qsr.mlit.go.jp/n-kawa/kensyo/06-koisiwaragawa/kensyo-koisiwaragawa.html>

水資源機構ホームページ

<http://www.water.go.jp/honsya/honsya/verification/koishi.html#A01>

お問い合わせ先

国土交通省九州地方整備局 河川部
河川計画課長 藤本 雄介
建設専門官 石橋 浩
代表：092-471-6331
(独)水資源機構 筑後川局
企画調整課長 西川 修
審議役 荒木 和幸
代表：0942-34-7001

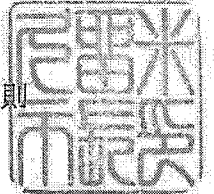


23 総政第 298 号

平成 24 年 1 月 31 日

国土交通省九州地方整備局長 殿

久留米市長 楢原 利則



小石原川ダム建設事業の利水対策案について (回答)

平成 23 年 12 月 16 日付、国九整河計第 67 号で意見聴取がありました標記の件について、下記のとおり回答します。

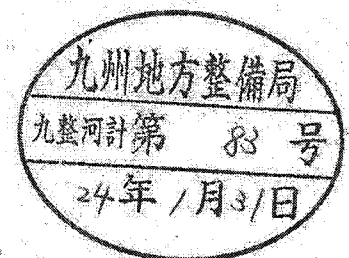
記

1. 利水対策案に関する自治体としての意見

想定されている付近での河道外貯留施設を新設する利水対策案については、既存集落の移転が必要になるなどの影響はもとより、広大な優良農地の潰廃による営農者等の経営への影響、筑後川中流域の代表的な淡水魚の生息が確認され久留米市が優れた生態系を有するとしている地域への影響など、地域の既存のまちづくりに大きな影響があるとともに、地元調整にも多大な時間を要するなど多くの課題があります。したがって、実現性については時間軸を含めて慎重に検討をお願いします。

2. 「小石原川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」構成員としての意見

- ① 筑後川からの安定的な受水のため、早期のダム完成が期待されますが、利水対策案については、コストを重視した利水対策案を要望します。
- ② 対策案の評価にあたっては、財政面を含めた地元負担の内容についても十分考慮に入れた検討をお願いします。



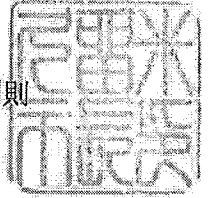


23 総政第 298 号

平成 24 年 1 月 31 日

独立行政法人水資源機構理事長 殿

久留米市長 榎原 利則



小石原川ダム建設事業の利水対策案について (回答)

平成 23 年 12 月 16 日付、23 ダ事第 104 号で意見聴取がありました標記の件について、下記のとおり回答します。

記

1. 利水対策案に関する自治体としての意見

想定されている付近での河道外貯留施設を新設する利水対策案については、既存集落の移転が必要になるなどの影響はもとより、広大な優良農地の潰廃による営農者等の経営への影響、筑後川中流域の代表的な淡水魚の生息が確認され久留米市が優れた生態系を有するとしている地域への影響など、地域の既存のまちづくりに大きな影響があると同時に、地元調整にも多大な時間を要するなど多くの課題があります。したがって、実現性については時間軸を含めて慎重に検討をお願いします。

2. 「小石原川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」構成員としての意見

- ① 筑後川からの安定的な受水のため、早期のダム完成が期待されますが、利水対策案については、コストを重視した利水対策案を要望します。
- ② 対策案の評価にあたっては、財政面を含めた地元負担の内容についても十分考慮に入れた検討をお願いします。

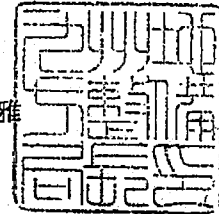




国九整河計第67号
23夕事第104号
平成23年12月16日

筑紫野市長
藤田 陽三 様

国土交通省 九州地方整備局長
中嶋 章雅



独立行政法人 水資源機構理事長
甲村 謙友



小石原川ダム建設事業の利水対策案について（意見聴取）

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業に関してご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、平成21年度に国土交通大臣から国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めることが示され、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（平成22年9月28日付け国河計調第7号）に基づいて検証に係る検討を実施しております。

このたび、国土交通省九州地方整備局及び独立法人水資源機構において、複数の利水対策案について検討を行ったことから、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目第4再評価の視点1（2）④1）新規利水の観点からの検討の進め方からの検討により、今回抽出した利水対策案に関する貴職の意見を求めます。

つきましては、平成24年 1月31日（火）までに、回答いただきたくお願い申し上げます。なお、これまでの検証の状況については、九州地方整備局及び水資源機構のホームページにて公開しております。

九州地方整備局ホームページ

<http://www.qsr.mlit.go.jp/n-kawa/kensyo/06-koisivaragawa/kensyo-koisivaragawa.html>

水資源機構ホームページ

<http://www.water.go.jp/honsya/honsya/verification/koishi.html#A01>

お問い合わせ先

国土交通省九州地方整備局 河川部
河川計画課長 藤本 雄介
建設専門官 石橋 浩
代表：092-471-6331
（独）水資源機構 筑後川局
企画調整課長 西川 修
審議役 荒木 和幸
代表：0942-34-7001

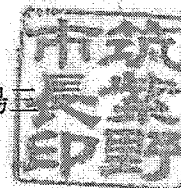


23筑企総第391号
平成24年 1月31日

国土交通省 九州地方整備局長 中嶋 章雅 様

独立行政法人 水資源機構理事長 甲村 謙友 様

筑紫野市長 藤田 陽三



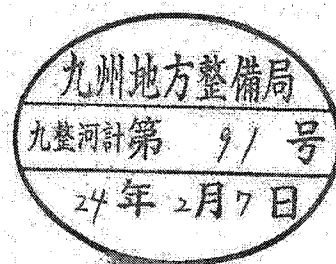
小石原川ダム建設事業の利水対策案について（回答）

平成23年12月16日付国九整河計第67号、23ダ事第104号で照会のあった標記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

小石原川ダム建設事業の検証のための利水対策案への意見聴取の照会がなされましたが、提起された情報だけでは、具体的な意見の回答はできません。地元自治体として想定される問題点を提出します。

- ① 掘削工事により山口川が濁ることにより下流の農業への影響が予想される。
- ② 工事に伴い大型ダンプの往来等が考えられるが、県道基山停車場平等寺筑紫野線は幅員がやや狭く、地域住民の安全交通が阻害される恐れがある。
- ③ 既存利水者の水利用に影響を与えないよう配慮する必要がある。
- ④ 工事がなされる場合は、周辺環境への影響やダムの経年変化による影響、地質調査など十分な安全性を確保されたい。
- ⑤ 工事がなされる場合は、ダムの貯水量を落とし施工されることと思われるが、濁水等による取水制限等が現実的に実施されている状況において、施工時期・期間の判断は非常に困難と思われる。





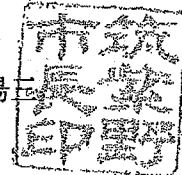
写

23筑企総第391号
平成24年 1月31日

国土交通省 九州地方整備局長 中嶋 章雅 様

独立行政法人 水資源機構理事長 甲村 謙友 様

筑紫野市長 藤田 陽三



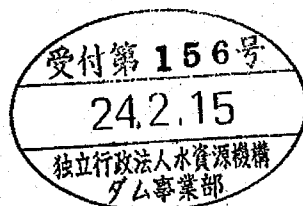
小石原川ダム建設事業の利水対策案について (回答)

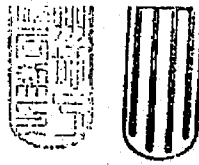
平成23年12月16日付国九整河計第67号、23ダ事第104号で照会のあつた標記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

小石原川ダム建設事業の検証のための利水対策案への意見聴取の照会がなされましたが、提起された情報だけでは、具体的な意見の回答はできません。地元自治体として想定される問題点を提出します。

- ① 掘削工事により山口川が濁ることにより下流の農業への影響が予想される。
- ② 工事に伴い大型ダンプの往来等が考えられるが、県道基山停車場平等寺筑紫野線は幅員がやや狭く、地域住民の安全交通が阻害される恐れがある。
- ③ 既存利水者の水利用に影響を与えないよう配慮する必要がある。
- ④ 工事がなされる場合は、周辺環境への影響やダムの経年変化による影響、地質調査など十分な安全性を確保されたい。
- ⑤ 工事がなされる場合は、ダムの貯水量を落とし施工されることと思われるが、渇水等による取水制限等が現実的に実施されている状況において、施工時期・期間の判断は非常に困難と思われる。

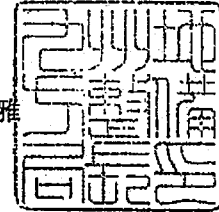




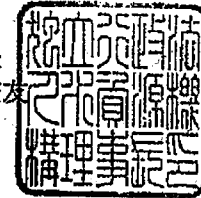
国九整河計第67号
23夕事第104号
平成23年12月16日

東峰村長
高倉 秀信 様

国土交通省 九州地方整備局長
中嶋 章雅



独立行政法人 水資源機構理事長
甲村 謙友



小石原川ダム建設事業の利水対策案について（意見聴取）

日頃から国土交行政及び水資源機構事業に関してご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、平成21年度に国土交通大臣から国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めることが示され、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（平成22年9月28日付け国河計調第7号）に基づいて検証に係る検討を実施しております。

このたび、国土交通省九州地方整備局及び独立法人水資源機構において、複数の利水対策案について検討を行ったことから、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目第4再評価の視点1（2）④1）新規利水の観点からの検討の進め方からの検討により、今回抽出した利水対策案に関する貴職の意見を求めます。

つきましては、平成24年 1月31日（火）までに、回答いただきたくお願い申し上げます。なお、これまでの検証の状況については、九州地方整備局及び水資源機構のホームページにて公開しております。

九州地方整備局ホームページ

<http://www.qsr.mlit.go.jp/n-kawa/kensyo/06-koisivaragawa/kensyo-koisivaragawa.html>

水資源機構ホームページ

<http://www.water.go.jp/honsya/honsya/verification/koishi.html#A01>

お問い合わせ先

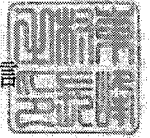
国土交通省九州地方整備局 河川部
河川計画課長 藤本 雄介
建設専門官 石橋 浩
代表：092-471-6331
（独）水資源機構 筑後川局
企画調整課長 西川 修
審議役 荒木 和幸
代表：0942-34-7001



23東ダム対第19号
平成24年1月30日

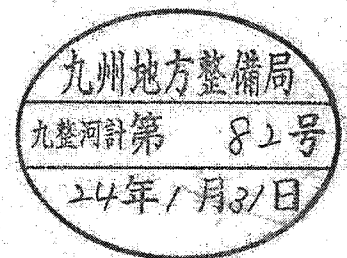
国土交通省 九州地方整備局
局長 中嶋 章雅 殿

東峰村長 高倉 秀信



小石原川ダム建設事業の利水対策案について (回答)

平成23年12月16日付 国九整河計第67号で依頼のありました「小石原川ダム建設事業の利水対策案について (意見聴取)」について、別紙のとおり回答いたします。



小石原川ダム建設事業の利水対策案に対する回答について

東 峰 村

平成23年12月15日に開催された第2回目の「小石原川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」、その中で利水対策案のダム建設以外の15の代替え案が示されました。その案に対しまして一定の理解及び評価をするものでございます。しかしながら、もし、その中の一案を実施することになると仮定して、その目的を達成するためには更に膨大な時間と人員の関わりが必要となります。また、コストの面でもその代替え案の大半がダム建設の残事業費よりも大幅に大きいこと。また、ダムができるということで長年住み慣れた地域から移転された水没者の心情など、総合的に考慮するとダム建設案が最善の選択と考えるものです。

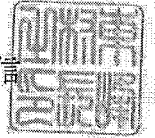
また水没地域の振興を考えるに水源地域対策特別措置法による整備計画の進展も同時に図っていくことが急務と考えるものです。



23東ダム対第19号
平成24年1月30日

独立行政法人 水資源機構
理事長 甲村 謙友 殿

東峰村長 高倉 秀信



小石原川ダム建設事業の利水対策案について (回答)

平成23年12月16日付 23ダ事第104号で依頼のありました「小石原川ダム建設事業の利水対策案について (意見聴取)」について、別紙のとおり回答いたします。

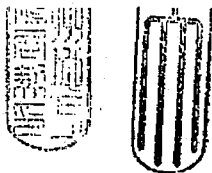


小石原川ダム建設事業の利水対策案に対する回答について

東 峰 村

平成23年12月15日に開催された第2回目の「小石原川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」、その中で利水対策案のダム建設以外の15の代替え案が示されました。その案に対しまして一定の理解及び評価をするものでございます。しかしながら、もし、その中の一案を実施することになると仮定して、その目的を達成するためには更に膨大な時間と人員の関わりが必要となります。また、コストの面でもその代替え案の大半がダム建設の残事業費よりも大幅に大きいこと。また、ダムができるということで長年住み慣れた地域から移転された水没者の心情など、総合的に考慮するとダム建設案が最善の選択と考えるものです。

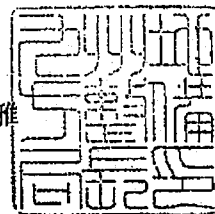
また水没地域の振興を考えるに水源地域対策特別措置法による整備計画の進展も同時に図っていくことが急務と考えるものです。



国九整河計第67号
23夕事第104号
平成23年12月16日

日田市長
原田 啓介 様

国土交通省 九州地方整備局長
中嶋 章雅



独立行政法人 水資源機構理事長
甲村 謙友



小石原川ダム建設事業の利水対策案について（意見聴取）

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業に関してご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、平成21年度に国土交通大臣から国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めることが示され、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（平成22年9月28日付け国河計調第7号）に基づいて検証に係る検討を実施しております。

このたび、国土交通省九州地方整備局及び独立法人水資源機構において、複数の利水対策案について検討を行ったことから、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目第4再評価の視点1（2）④1）新規利水の観点からの検討の進め方からの検討により、今回抽出した利水対策案に関する貴職の意見を求めます。

つきましては、平成24年 1月31日（火）までに、回答いただきたくお願い申し上げます。なお、これまでの検証の状況については、九州地方整備局及び水資源機構のホームページにて公開しております。

九州地方整備局ホームページ

<http://www.qsr.mlit.go.jp/n-kawa/kensyo/06-koiswaragawa/kensyo-koiswaragawa.html>

水資源機構ホームページ

<http://www.water.go.jp/honsya/honsya/verification/koishi.html#A01>

お問い合わせ先

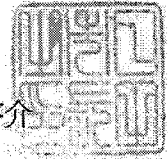
国土交通省九州地方整備局 河川部
河川計画課長 藤本 雄介
建設専門官 石橋 浩
代表：092-471-6331
(独)水資源機構 筑後川局
企画調整課長 西川 修
審議役 荒木 和幸
代表：0942-34-7001



日大ダ第 23 号
平成 24 年 2 月 1 日

国道交通省 九州地方整備局
局長 中嶋 章雅 様

日田市長 原田 啓介



小石原川ダム建設事業の利水対策案について (回答)

平素より市政発展のためご尽力戴き感謝申しあげます。

平成 23 年 12 月 16 日付け国九整河計第 67 号により照会のありました標記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

○概略評価による利水対策案の抽出 (案) 利水対策案 (実施内容) (14) について

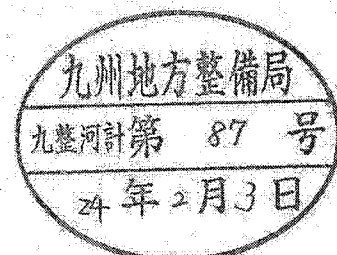
大山ダム建設にあたっては、これまで当市から地元住民の方々と協議をかさね、試験湛水に至っており最終段階である。仮に当ダムの掘削を行う事になれば地元への十分な説明を行う事が必要になる。さらには、「水郷ひた」のイメージ悪化や、アユ漁への影響が懸念される。

(担 当)

日田市大山振興局大山ダム対策室

主査

電話

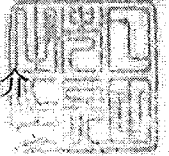




日大ダ第 23 号
平成 24 年 2 月 1 日

独立行政法人 水資源機構
理事長 甲村 謙友 様

日田市長 原田 啓介



小石原川ダム建設事業の利水対策案について (回答)

平素より市政発展のためご尽力戴き感謝申し上げます。

平成 23 年 12 月 16 日付け 23 ダム事第 104 号により照会のありました標記の件について、下記のとおり回答いたします。

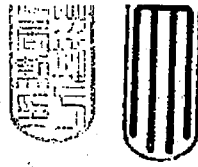
記

○概略評価による利水対策案の抽出 (案) 利水対策案 (実施内容) (14) について

大山ダム建設にあたっては、これまで当市から地元住民の方々と協議をかさね、試験湛水に至っており最終段階である。仮に当ダムの掘削を行う事になれば地元への十分な説明を行う事が必要になる。さらには、「水郷ひた」のイメージ悪化や、アユ漁への影響が懸念される。



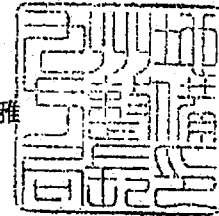
(担 当)
日田市大山振興局大山ダム対策室
主査 [REDACTED]
電話 [REDACTED]



国九整河計第67号
23夕事第104号
平成23年12月16日

佐賀県知事
古川 康 様

国土交通省 九州地方整備局長
中嶋 章雅



独立行政法人 水資源機構理事長
甲村 謙友



小石原川ダム建設事業の利水対策案について（意見聴取）

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業に関してご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、平成21年度に国土交通大臣から国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めることが示され、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（平成22年9月28日付け国河計調第7号）に基づいて検証に係る検討を実施しております。

このたび、国土交通省九州地方整備局及び独立法人水資源機構において、複数の利水対策案について検討を行ったことから、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目第4再評価の視点1（2）④i）新規利水の観点からの検討の進め方からの検討により、今回抽出した利水対策案に関する貴職の意見を求めます。

つきましては、平成24年 1月31日（火）までに、回答いただきたくお願い申し上げます。なお、これまでの検証の状況については、九州地方整備局及び水資源機構のホームページにて公開しております。

九州地方整備局ホームページ

<http://www.qsr.mlit.go.jp/n-kawa/kensyo/06-koisiwaragawa/kensyo-koisiwaragawa.html>

水資源機構ホームページ

<http://www.water.go.jp/honsya/honsya/verification/koishi.html#A01>

お問い合わせ先

国土交通省九州地方整備局 河川部
河川計画課長 藤本 雄介
建設専門官 石橋 浩
代表：092-471-6331
(独)水資源機構 筑後川局
企画調整課長 西川 修
審議役 荒木 和幸
代表：0942-34-7001

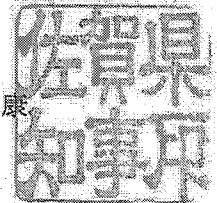
写

河 第 1187 号

平成 24 年 1 月 12 日

国土交通省九州地方整備局長 中嶋 章雅 様

佐賀県知事 古川 康



小石原川ダム建設事業の利水対策案について (回答)

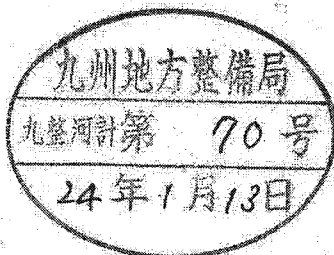
平成 23 年 12 月 16 日付け国九整河計第 67 号で意見聴取があったこのことについては、特に意見はありません。

担当：佐賀県県土づくり本部河川砂防課

水資源調整室

TEL: [REDACTED] FAX: [REDACTED]

E-mail: [REDACTED]



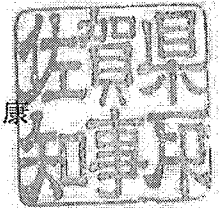


河 第 1137 号

平成 24 年 1 月 12 日

独立行政法人水資源機構理事長 甲 村 謙 友 様

佐 賀 県 知 事 古 川 康



小石原川ダム建設事業の利水対策案について (回答)

平成 23 年 12 月 16 日 付 け 23 夕 事 第 104 号 で 意 見 聴 取 が あ っ た こ の こ と に つ い て
は、特に意見はありません。

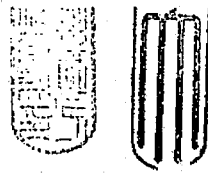
担当：佐賀県県土づくり本部河川砂防課

水資源調整室

TEL: [REDACTED] FAX: [REDACTED]

E-mail: [REDACTED]

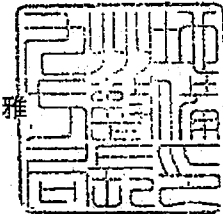




国九整河計第67号
23夕事第104号
平成23年12月16日

筑前町長
田頭 喜久己 様

国土交通省 九州地方整備局長
中嶋 章雅



独立行政法人 水資源機構理事長
甲村 謙



小石原川ダム建設事業の利水対策案について（意見聴取）

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業に関してご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、平成21年度に国土交通大臣から国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めることが示され、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（平成22年9月28日付け国河計調第7号）に基づいて検証に係る検討を実施しております。

このたび、国土交通省九州地方整備局及び独立法人水資源機構において、複数の利水対策案について検討を行ったことから、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目第4再評価の視点1（2）④i）新規利水の観点からの検討の進め方からの検討により、今回抽出した利水対策案に関する貴職の意見を求めます。

つきましては、平成24年 1月31日（火）までに、回答いただきたくお願い申し上げます。なお、これまでの検証の状況については、九州地方整備局及び水資源機構のホームページにて公開しております。

九州地方整備局ホームページ

<http://www.qsr.mlit.go.jp/n-kawa/kensyo/06-koiswaragawa/kensyo-koiswaragawa.html>

水資源機構ホームページ

<http://www.water.go.jp/honsya/honsya/verification/koishi.html#A01>

お問い合わせ先

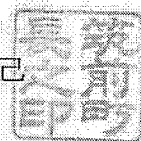
国土交通省九州地方整備局 河川部
河川計画課長 藤本 雄介
建設専門官 石橋 浩
代表：092-471-6331
（独）水資源機構 筑後川局
企画調整課長 西川 修
審議役 荒木 和幸
代表：0942-34-7001

写

23筑農商第440号
平成24年1月31日

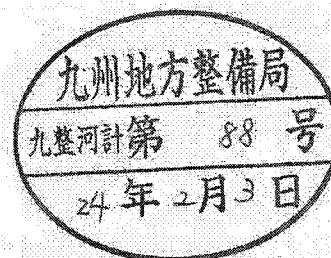
国土交通省 九州地方整備局長
中嶋章雅 様

筑前町長 田頭喜久己



小石原川ダム建設事業の利水対策案に対する意見について(回答)

今回貴職から、小石原川ダム建設事業の利水対策案について、意見聴取の依頼がありましたが、特に意見はありません。





写

23筑農商第440号
平成24年1月31日

独立行政法人 水資源機構理事長
甲 村 謙 友 様

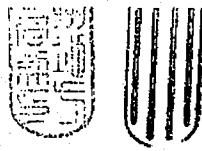
筑前町長 田 頭 喜久巳



小石原川ダム建設事業の利水対策案に対する意見について(回答)

今回貴職から、小石原川ダム建設事業の利水対策案について、意見聴取の依頼がありました。特に意見はありません。

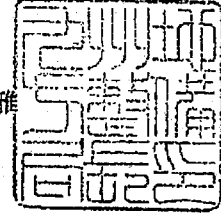




国九整河計第67号
23夕事第104号
平成23年12月16日

大刀洗町長
安丸 国勝 様

国土交通省 九州地方整備局長
中嶋 章雅



独立行政法人 水資源機構理事長
甲村 謙太



小石原川ダム建設事業の利水対策案について（意見聴取）

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業に関してご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、平成21年度に国土交通大臣から国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めることが示され、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（平成22年9月28日付け国河計調第7号）に基づいて検証に係る検討を実施しております。

このたび、国土交通省九州地方整備局及び独立法人水資源機構において、複数の利水対策案について検討を行ったことから、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目第4再評価の視点1（2）④i）新規利水の観点からの検討の進め方からの検討により、今回抽出した利水対策案に関する貴職の意見を求めます。

つきましては、平成24年 1月31日（火）までに、回答いただきたくお願い申し上げます。なお、これまでの検証の状況については、九州地方整備局及び水資源機構のホームページにて公開しております。

九州地方整備局ホームページ

<http://www.qsr.mlit.go.jp/n-kawa/kensyo/06-koisiwaragawa/kensyo-koisiwaragawa.html>

水資源機構ホームページ

<http://www.water.go.jp/honsya/honsya/verification/koishi.html#A01>

お問い合わせ先

国土交通省九州地方整備局 河川部
河川計画課長 藤本 雄介
建設専門官 石橋 浩
代表：092-471-6331

（独）水資源機構 筑後川局

企画調整課長 西川 修
審議役 荒木 和幸
代表：0942-34-7001



23大建管第1586号

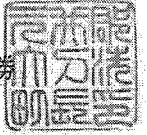
平成24年1月10日

国土交通省 九州地方整備局長

中島 章雅 殿

大刀洗町長 安丸 国勝

(建設課 管理係)

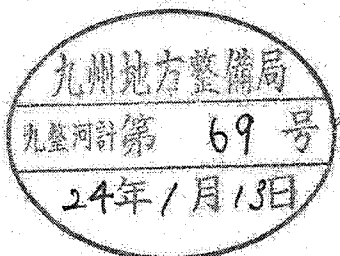


小石原川ダム建設事業の利水対策案について (回答)

標記について下記のとおり回答します。

記

- 1、本町としましては、利水対策については特に意見はありませんが、治水対策としては、⑦河川整備計画(小石原川ダム)が必要と考えます。



お問い合わせ先
大刀洗町役場建設課長
電話:
FAX:

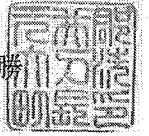


23 大建管第 1586 号

平成 24 年 1 月 10 日

独立行政法人 水資源機構理事長
甲村 謙友 殿

大刀洗町長 安丸 国勝
(建設課 管理係)



小石原川ダム建設事業の利水対策案について (回答)

標記について下記のとおり回答します。

記

- 1、本町としましては、利水対策については特に意見はありませんが、治水対策としては、⑦河川整備計画(小石原川ダム)が必要と考えます。



お問い合わせ先

大刀洗町役場建設課長

電話:

FAX: